令和3年第6回 鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和3年12月1日(水)午後1時30分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室



会 議 日 程

- 1 開 会
- 2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第43号 定時登録者の決定について

議案第44号 随時抹消者の決定について

(規則等改正関係)

議案第45号 鳥取市選挙運動管理規則の一部改正について

議案第46号 鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部改正について

議案第47号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費 負担に関する規則の一部改正について

議案第48号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行 に関する規則の一部改正について

議案第49号 鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に 関する規程の一部改正について

3 報告事項

報告第5号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び 6分の1の数について

- 4 そ の 他
- 5 閉 会



議案第43号

定時登録者の決定について

令和3年12月1日現在で、同月同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による定時登録者の決定をするためである。

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

	A 100 b	-1000	4 - 70 -	`+ <i>c</i>	20/2	· -=	`+ c	0 6		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			_					7119 -	1	<u> </u>	
1 1/2 1			1日現在		22条1			28条			8条			8条		転居領	车による	る増減			1日現在
票	4 名簿	季登録	者数	定時	登録	者数_	(死亡)	(転出	出後4	<u>4月)</u>	詩	載:	者				名第	尊登録	者数
区	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	835	989	1,824	2	1	3	1	1	2	1	1	2				2	-1	1	837	987	1,824
2	1,494	1,754	3,248	8	10	18		1	1	5	5	10				6	5	11	1,503	1,763	3,266
3	911	1,139	2,050	2	6	8	2	2	4		1	1				4	1	5	915	1,143	2,058
4	1,521	1,879	3,400	3	4	7	1	4	5	1	3	4				1		1	1,523	1,876	3,399
5	3,630	3,944	7,574	12	9	21	2	1	3	8	6	14				-1	2	1	3,631	3,948	7,579
\vdash	3,029	3,413	6,442	14	11	25		3	3	4	2	6				5		5	3,044	3,419	6,463
-	1,332	1,441	2,773	2	5	7	3		3	4	2	6				-6	-2	-8	1,321	1,442	2,763
	1,242	1,408	2,650	1	3	4	1	3	4	4	2	6					3	3	1,238	1,409	2,647
\vdash	1,510	1,748	3,258	11	11	22	1	2	3	3	4	7					-6	-6	1,517	1,747	3,264
_	1,057	1,273	2,330	4	2	6	3	5	8	2	1	3							1,056	1,269	2,325
11	953	1,032	1,985	1	3	4		3	3	1		1				3	5	8	956	1,037	1,993
	2,578	2,982	5,560	11	5	16	9	2	11	4	4	8				4	2	6	2,580	2,983	5,563
	1,023	1,074	2,097	2	2	4	3	1	4		1	1				1		1	1,023	1,074	2,097
14	635	628	1,263	2	1	3	2	1	3		1	1				2	2	4	637	629	1,266
	1,900	2,095	3,995	9	7	16	1	1	2	8	9	17				- 5	-6	-11	1,895	2,086	3,981
\vdash			_ ·	7	5	12	_									- 3	-3	-11			
	3,241 2,789	3,709	6,950	•			1	5 3	6	8	3	11				-4 -4		-/	3,235 2,782	3,703	6,938
		2,899	5,688	6	8	14	1	-	4		2	10				•	4	_	l '	2,906	5,688
	1,485	1,598	3,083	3	4	7	1	3	4	3	2	5				-1	-1	-2	1,483	1,596	3,079
19	360	411	771		2	2						_				1	1	2	361	414	775
20	842	867	1,709	_	1	1	1	2	3	1	1	2	_			-3		-3	837	865	1,702
21	1,025	1,143	2,168	5	7	12	1	3	4	_	1	1				2	-1	1	1,031	1,145	2,176
	1,145	1,301	2,446	5	1	6	1	3	4	2	2	4				-3	-1	-4	1,144	1,296	2,440
	1,302	1,318	2,620	7	6	13	1		1	3	5	8				3	2	5	1,308	1,321	2,629
-	1,098	1,140	2,238	2	2	4	1	3	4	2	1	3				-1	-2	-3	1,096	1,136	2,232
25	218	220	438							1		1					1	1	217	221	438
26	86	100	186																86	100	186
27	222	233	455				1		1							1		1	222	233	455
28	66	60	126																66	60	126
29	1,828	1,952	3,780	6	9	15	1		1	3	3	6				-5	-7	-12	1,825	1,951	3,776
30	1,274	1,340	2,614	3	2	5	1	2	3	2	4	6				2	2	4	1,276	1,338	2,614
31	395	468	863		1	1	1	1	2	1		1				-1	-1	-2	392	467	859
32	357	371	728	1		1					1	1				-1		-1	357	370	727
33	114	123	237													-1	-2	-3	113	121	234
34	2,823	2,901	5,724	8	10	18	1		1	4	6	10					6	6	2,826	2,911	5,737
35	2,573	2,409	4,982	12	9	21	3	4	7	7	3	10				7	9	16	2,582	2,420	5,002
36	2,231	2,438	4,669	11	4	15	4	7	11	2		2				-2	2		2,234	2,437	4,671
37	776	833	1,609		1	1		2	2							2	4	6	778	836	1,614
38	39	44	83																39	44	83
-	2,934	3,285	6,219	10	11	21	1	2	3	5	2	7				2	-10	-8	2,940	3,282	6,222
	1,450	1,626	3,076		9	9		1	1	4		4					-2	-9	1,439	1,632	3,071
\vdash	1,844	1,974	3,818	7	3	10	2	2	4	Ė			\vdash				-1	-1	1,849	1,974	3,823
42	1,174	1,287	2,461	6	3	9	1	1	2	4	1	5				1	-2	-1	1,176	1,286	2,462
50	995	1,113	2,108	2	1	3	1	1	1	1	3	4				<u>-4</u>	-3	<u>-</u> 7	991	1,108	2,099
51	789	919	1,708	4	4	- S	1		1	5	2	7				5	-3 -1	4	792	920	1,712
52	504	578	1,708	2	1	3	2	2	4	٦		,				1	'	1	505	577	1,712
				2	1	3	1		1	2		2				-	-3	-3	634		
53	635	729	1,364		ı	3			-								_ე	-3		727	1,361
54	142	167	309				1		1										141	167	308
55	30	37	67																30	37	67
56	81	79	160		1	1										-1		-1	80	80	160
57	37	46	83				1		1				<u> </u>						36	46	82
58	768	789	1,557	1		1					1	1					-1	-1	769	787	1,556
59	257	290	547	1		1		1	1							-2	1	-1	256	290	546

投	令和3年	F10月3	1日現在	法2	22条 ⁻	1項	法2	28条	1号	法2	28条	2号	法2	28条	4号	Ī			令和3:	年12月	1日現在
票	 名類	筹登録	者数		登録			死亡			出後		討	具載:	者	転居 ⁹ 	等によ	る増減			
区	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		女		男	女	計	男	女	計
60	155	171	326	1		1			н		1	1			н		-1	-1	156	169	325
61	973	1,046	2,019	2	2	4	1	2	3	1	1	2					2	2	973	1,047	2,020
62	317	372	689		2	2	1	1	2							-2	1	-1	314	374	688
63	509	526	1,035				3		3								-1	-1	506	525	1,031
64	181	217	398													-1	-2	-3	180	215	395
65	252	254	506		1	1	1		1							2	1	3	253	256	509
66	202	224	426		2	2													202	226	428
67	100	116	216																100	116	216
68	169	185	354													-1	1		168	186	354
69	473	569	1,042		1	1	2	1	3	1		1				1	3	4	471	572	1,043
70	439	485	924	2	1	3	1	2	3								1	1	440	485	925
71	374	403	777													-1	1		373	404	777
72	35	50	85																35	50	85
73	22	21	43				1		1										21	21	42
74	216	253	469	1		1		1	1	2		2					1	1	215	253	468
75	181	190	371																181	190	371
76	196	240	436				1		1										195	240	435
77	58	57	115													-1		-1	57	57	114
78	45	49	94																45	49	94
79	43	47	90																43	47	90
80	585	649	1,234				1	2	3		1	1				2	1	3	586	647	1,233
81	214	221	435		1	1											1	1	214	223	437
82	227	231	458				1		1										226	231	457
83	251	267	518							1		1					-1	-1	250	266	516
84	395	411	806	1	1	2	1		1										395	412	807
85	1,221	1,340	2,561	4	1	5	2	1	3	1	2	3				2	-1	1	1,224	1,337	2,561
86	339	403	742	1	3	4	1		1							-2		-2	337	406	743
87	167	199	366														-1	-1	167	198	365
88	626	678	1,304	1	2	3	1		1		2	2				-1	-2	-3	625	676	1,301
89	687	685	1,372	2		2											3	3	689	688	1,377
90	97	123	220														-1	-1	97	122	219
91	80	85	165																80	85	165
92	577	660	1,237	1	2	3	2	1	3	1		1				2	-1	1	577	660	1,237
93	371	430	801		1	1		1	1										371	430	801
94	417	441	858	1		1											1	1	418	442	860
95	38	42	80																38	42	80
96	336	345	681	2		2		1	1								-1	-1	338	343	681
97	210	201	411					3	3	1	1	2				-1	-1	-2	208	196	404
98	365	436	801		1	1	2	2	4		1	1				-2		-2	361	434	795
99	31	36	67													<u> </u>			31	36	67
	57,341	62,849	120,190	183	178	361	53	74	127	105	79	184	0	0	0	4	3	7	57,370	62,877	120,247
	3,213	3,668	6,881	10	8	18	7	2	9	8	5	13	0	0	0	1	-7	-6	3,209	3,662	6,871
	1,180	1,250	2,430	3	0	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	-2	-1	-3	1,181	1,246	2,427
	2,703	2,940	5,643	2	7	9	6	3	9	1	1	2	0	0	0	-2	2	0	2,696	2,945	5,641
	1,343	1,528	2,871	2	2	4	4	3	7	1	0	1	0	0	0	0	5	5	1,340	1,532	2,872
佐治	739	836	1,575	1	0	1	1	1	2	2	0	2	0	0	0	-1	1	0	736	836	1,572
	3,399	3,721	7,120	6	6	12	6	3	9	2	3	5	0	0	0	2	-1	1	3,399	3,720	7,119
	1,490	1,571	3,061	3	2	5	1	0	1	0	2	2	0	0	0	-1	0	-1	1,491	1,571	3,062
-	2,345	2,591	4,936	4	4	8	4	8	12	2	2	4	0	0	0	-1	-2	-3	2,342	2,583	4,925
合計	73,753	80,954	154,707	214	207	421	82	95	177	121	94	215				<u> </u>			73,764	80,972	154,736

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

			~	<u> </u>	1 /17	豆 邺 日 奴	馬耳	X 中 迭 学 E	管理委員会
区	投票所名	男	女	計	X	投票 所名	男	女	計
1	遷喬小学校	837	987	1,824	58	福部町コミュニティセンター	769	787	1,556
2	久松会館	1,503	1,763	3,266	59	山湯山農業センター	256	290	546
3	醇風小学校体育館	915	1,143	2,058	60	福部町久志羅集会所	156	169	325
4	西中学校体育館	1,523	1,876	3,399	61	鳥取市河原町総合支所	973	1,047	2,020
5	城北小学校体育館	3,631	3,948	7,579	62	国英地区公民館	314	374	688
	浜坂地区公民館	3,044	3,419	6,463		散岐小学校体育館	506	525	1,031
7	富桑小学校体育館	1,321	1,442	2,763		水根公会堂	180	215	395
8	明徳小学校体育館	1,238	1,409	2,647		河原町総合体育館	253	256	509
9	日進小学校体育館	1,517	1,747	3,264		西郷小学校体育館	202	226	428
10	山の手体育館	1,056	1,269	2,325		小河内公民館	100	116	216
	修立小学校体育館	956	1,037	1,993		北村公民館	168	186	354
	東中学校体育館	2,580	2,983	5,563		用瀬町民会館	471	572	1,043
	稲葉山小学校体育館	1,023	1,074	2,097		大村電化農協会館	440	485	925
	東デイサービスセンター	637	629	1,266		社地区公民館	373	404	777
	南中学校体育館	1,895	2,086	3,981		用瀬町屋住多目的集会所	35	50	85
	美保小学校体育館	3,235	3,703	6,938		用瀬町江波多目的集会所	21	21	42
	面影小学校体育館	2,782	2,906	5,688		佐治町地域活性化センター	215	253	468
	津ノ井小学校体育館	1,483	1,596	3,079	75	プラザ佐治記念ホール	181	190	371
	米里体育館	361	414	775		佐治町西佐治会館	195	240	435
	<u>不至体育館</u> 倉田体育館	837	865	1,702	77	佐治町山王ふれあい会館	57	57	114
	鳥取県漁業協同組合	1,031	1,145	2,176		佐治町津無生活改善センター	45	49	94
	賀露町七区公民館		1,145	2,170		佐治町津野ふれあいの館	43	49	90
	大正小学校体育館	1,144			80		586	647	1,233
		1,308	1,321	2,629	81	玉 小 地 区 公 氏 貼 鳥取市気高人権福祉センター			437
	美穂地区公民館	1,096	1,136	2,232			214	223	
	神戸地区公民館	217	221	438		瑞穂地区公民館	226	231	457
	岩坪生活改善センター	86	100	186		市営住宅矢口団地集会所	250	266	516
	東郷地区公民館	222	233	455		逢坂地区公民館 (京歌級会志歌	395	412	807
	高路公民館	66	60	126		気高町総合支所	1,224	1,337	2,561
	世紀小学校体育館	1,825	1,951	3,776		浜村小学校体育館	337	406	743
	松保地区公民館	1,276	1,338	2,614	87	船磯公民館	167	198	365
31	豊実地区公民館	392	467	859		鹿野町農業者トレーニングセンター	625	676	1,301
	上原多目的集会施設	357	370	727		勝谷地区公民館	689	688	1,377
	河内生活改善センター	113	121	234		小鷲河地区公民館	97	122	219
	湖山小学校体育館	2,826	2,911	5,737		鹿野町河内生活改善センター	80	85	165
	国際交流プラザ	2,582	2,420	5,002		青谷地区公民館	577	660	1,237
	末恒小学校体育館	2,234	2,437	4,671		青谷小学校体育館	371	430	801
	湖南学園体育館	778	836	1,614		中郷地区公民館	418	442	860
	矢矯公民館 	39	44	83		絹見公民館	38	42	80
	美保南小学校体育館	2,940	3,282	6,222		日置谷地区公民館	338	343	681
	中ノ郷小学校体育館	1,439	1,632	3,071		勝部地区公民館	208	196	404
	若葉台体育館	1,849	1,974	3,823	98		361	434	795
-	桜ヶ丘中学校体育館	1,176	1,286	2,462	99	八葉寺公民館	31	36	67
	あおば地区公民館	991	1,108	2,099		旧市計	57,370	62,877	120,247
	宮下地区公民館	792	920	1,712		国府町計	3,209	3,662	6,871
	国府町コミュニティセンター	505	577	1,082		福部町計	1,181	1,246	2,427
	国府東小学校体育館	634	727	1,361		河原町計	2,696	2,945	5,641
54	成器地区公民館	141	167	308		用瀬町計	1,340	1,532	2,872
55	山のめぐみ館	30	37	67		佐治町計	736	836	1,572
56	大茅地区公民館	80	80	160		気高町計	3,399	3,720	7,119
57	扇の里交流館	36	46	82		鹿野町計	1,491	1,571	3,062
						青谷町計	2,342	2,583	4,925
						合計	73,764	80,972	154,736
						選券の際にが亜託し!			

[※] 投票所名は令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の際に投票所として使用された施設名です。

第1投票区 尚徳町 元大工町 掛出町 上魚町 片原一丁目	837 0 33 52 13	987 0 42 46	1,824 0 75 98
尚徳町 元大工町 掛出町 上魚町 片原一丁目	0 33 52	0 42 46	0 75
元大工町 掛出町 上魚町 片原一丁目	52	46	
掛出町 上魚町 片原一丁目			98
片原一丁目	13		
		17	30
	18	15	33
片原二丁目	20	21	41
片原三丁目	16	22	38
鍛冶町	33	32	65
若桜町	28	36	64
本町一丁目	4	5	9
本町二丁目	53	58	111
本町三丁目	26	30	56
桶屋町	36	46	82
職人町	33	37	70
二階町一丁目	27	35	62
二階町二丁目	18	23	41
二階町三丁目	25	33	58
新町	30	44	74
元魚町一丁目 元魚町二丁目	26 22	30 23	56 45
元魚町二丁目 戎町	64	71	135
	60	72	132
川端一丁日 川端二丁目	31	39	
川端三丁目	19	26	
	150	184	334
第2投票区			
馬場町	74	87	161
栗谷町	76	87	163
江崎町	73	90	163
東町一丁目	34 41		
東町二丁目 東町三丁目	104	56 115	
東町三丁目 西町一丁目	70	78	148
西町二丁目	86	104	190
西町三丁目	162	176	338
湯所町一丁目	379	426	805
湯所町二丁目	260		
丸山町(一部)	144	189	333
第3投票区	915	1,143	2,058
西町四丁目	78	81	159
西町五丁目	62	59	121
玄好町	126	158	284
材木町	115	184	299
片原四丁目	37	44	81
片原五丁目	136	168	304
本町四丁目	23	18	41
本町五丁目	39	50	89
二階町四丁目 茶町	22	24	46
余町 元魚町三丁目	63 28	70 34	133 62
元魚町四丁目	44	50	94
	26	47	73
		156	272
川端四丁目 川端五丁目	116	100	
川端五丁目			
川端五丁目 第4投票区	1,523	1,876	3,399
川端五丁目 第4投票区 南町	1,523 242	1,876 277	3,399 519
川端五丁目 第4投票区	1,523	1,876 277	3,399

町名		女	計	町名 男 女 計
H) /L	23		P.I.	
相生町一丁目	99	117	216	永楽温泉町 257 321 57
相生町二丁目	104	117	221	吉方温泉一丁目 268 283 55
相生町三丁目	156	234	390	
相生町四丁目	181	234	415	吉方温泉三丁目 256 280 53
西品治(狐川以東)	58	74	132	
田園町一丁目	174	225	399	第10投票区 1,056 1,269 2,32
田園町二丁目	85	103	188	上町 177 173 35
				中町 102 141 24
第5投票区	3 631	3,948	7 579	
丸山町(一部)	199	199		
	33			
西品治(一部)		46	79	
田島(一部)	510		1,097	
秋里	803		1,711	吉方町一丁目 144 164 30
松並町一丁目	264	280	544	
松並町二丁目	273	324	597	立川町一丁目 133 143 27
松並町二丁目 松並町三丁目	0	1	1	
田園町三丁目	145	148	293	
田園町四丁目	175	166	341	第11投票区 956 1,037 1,99
青葉町一丁目	75	99	174	
青葉町二丁目	139	167	306	南吉方三丁目 162 176 33
青葉町三丁目	79	100	179	立川町三丁目 116 140 25
安長(一部)	436	425	861	立川町五丁目(2区) 425 496 92
商栄町	141	138	279	
千代水一丁目	1	1	2	第12投票区 2,580 2,983 5,56
千代水二丁目	4	4	8	卯垣 137 139 27
千代水三丁目	2	0	2	岩倉 692 748 1,44
千代水四丁目	3	3	6	卯垣四丁目 235 261 49
南安長一丁目	349	352	701	立川町六丁目 597 767 1,36
用女文 」口	343	332	701	
ケール 西口	2 0 4 4	2 410	C 4CO	立川町七丁目 82 86 16
第6投票区		3,419		
江津	482	491	973	
浜坂	387	441	828	東今在家(一部) 539 609 1,14
浜坂一丁目	184	211	395	
浜坂二丁目	266	313	579	第13投票区 1,023 1,074 2,09
浜坂三丁目	298	341	639	
浜坂四丁目	266	317	583	卯垣二丁目 252 271 52
浜坂五丁目	175	191	366	
浜坂六丁目	270	344	614	
浜坂七丁目	105	104	209	
浜坂八丁目	238	230	468	卯垣五丁目 156 147 30
浜坂東一丁目	373	436	809	
				第14投票区 637 629 1,26
第7投票区				
行徳三丁目	379	433	812	
西品治(狐川以西)	852		1,755	小西谷 10 9 1
田島(一部)	71	73	144	
安長(一部)	19	33	52	第15投票区 1,895 2,086 3,98
	13	- 55	52	吉方 243 257 50
生の小田 に	1 220	1 400	2647	
第8投票区		1,409		南吉方一丁目 146 199 34
瓦町	188	216	404	
		4 ^ ^		富安一丁目 384 388 77
今町一丁目	167	192	359	
今町一丁目 今町二丁目	167 59	77	136	富安二丁目 366 390 75
今町一丁目 今町二丁目 東品治町	167		136 1	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17
今町一丁目 今町二丁目	167 59	77	136	富安二丁目 366 390 75
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町	167 59 0 164	77 1 206	136 1 370	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町 行徳一丁目	167 59 0 164 347	77 1 206 378	136 1 370 725	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町	167 59 0 164	77 1 206	136 1 370	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30 興南町 259 332 59
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町 行徳一丁目 行徳二丁目	167 59 0 164 347 313	77 1 206 378 339	136 1 370 725 652	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30 興南町 259 332 59 第16投票区 3,235 3,703 6,93
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町 行徳一丁目 行徳二丁目 第9投票区	167 59 0 164 347 313	77 1 206 378 339 1,747	136 1 370 725 652 3,264	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30 興南町 259 332 59 第16投票区 3,235 3,703 6,93 古市 235 256 49
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町 行徳一丁目 行徳二丁目 第9投票区 寺町	167 59 0 164 347 313 1,517 182	77 1 206 378 339 1,747 210	136 1 370 725 652 3,264 392	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30 興南町 259 332 59 第16投票区 3,235 3,703 6,93 古市 235 256 49 富安 112 131 24
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町 行徳一丁目 行徳二丁目 第9投票区 寺町 栄町	167 59 0 164 347 313 1,517 182 140	77 1 206 378 339 1,747 210 177	136 1 370 725 652 3,264 392 317	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30 興南町 259 332 59 第16投票区 3,235 3,703 6,93 古市 235 256 49 富安 112 131 24 吉成(大路川以北) 1,239 1,444 2,68
今町一丁目 今町二丁目 東品治町 幸町 行徳一丁目 行徳二丁目 第9投票区 寺町	167 59 0 164 347 313 1,517 182	77 1 206 378 339 1,747 210	136 1 370 725 652 3,264 392	富安二丁目 366 390 75 天神町 87 84 17 扇町 149 156 30 興南町 259 332 59 第16投票区 3,235 3,703 6,93 古市 235 256 49 富安 112 131 24 吉成(大路川以北) 1,239 1,444 2,68 大覚寺 954 1,107 2,06

• • •			
町名	男	女	計
永楽温泉町	257		578
吉方温泉一丁目	268		
吉方温泉一丁目 吉方温泉二丁目	153	193	
吉方温泉三丁目	256	280	536
## 4 0 LB TE F			
第10投票区	1,056		
上町	177		
中町	102	141	243
大榎町	31	35	
庖丁人町	55		
大工町頭	44		116
御弓町	60	80	140
吉方町一丁目		164	
吉方町二丁目	168		
立川町一丁目	133		
立川町二丁目	142	175	317
第11投票区	956	1,037	1,993
吉方温泉四丁目	253	225	478
南吉方三丁目	162	176	338
南吉方三丁目 立川町三丁目	116	140	256
立川町五丁目(2区) 425	496	921
第12投票区		2,983	5,563
卯垣	137	139	
岩倉	692	748	1,440
卯垣四丁目	235		496
立川町六丁目 立川町七丁目	597	767	1,364
立川町七丁目	82	86	168
大杙(東扇町)		248	
桜谷(桜ヶ丘)	97		
東今在家(一部)	539	609	1,148
第13投票区	1,023	1.074	2,097
卯垣一丁目	75	82	157
	252		
卯垣二丁目 卯垣三丁目	173	190	
立川町四丁目	138	128	266
立川町五丁目(1区		256	
卯垣五丁目	156	147	303
第14投票区	637	629	1,266
百谷	35	32	67
滝山	592	588	1,180
小西谷	10	9	19
	1,895	2,086	3,981
吉方	243	257	
南吉方一丁目	146	199	345
南吉方二丁目	261	280	
富安一丁目	384	388	772
富安二丁目	366	390	756
天神町	87	84	171
扇町	149	156	305
興南町	259	332	591
TT- 4 0 1 2			
第16投票区	3,235	3,703	6,938
古市	235	256	491
富安	112		243
吉成(大路川以北)	1,239	1,444	2,683
大覚寺	954	1,107	2,061
吉成一丁目	247	246	493

町名	男	女	計
	303	355	658
吉成二丁目 吉成三丁目	145	164	309
	143	104	309
第17投票区	2,782	2,906	5,688
雲山	1,325	1,384	2,709
新	286	329	
大杙(東扇町を除く)	338		
面影一丁目	427	398	825
面影二丁目	406	445	851
第18投票区	1,483	1,596	3,079
杉崎	213	223	436
南栄町	101 385	123	
津ノ井 生山	385 97	415 104	
<u>年日 </u>	475		
性水 海蔵寺	15	18	33
海風寸	35	33	68
広岡	25	31	56
香取	48	44	92
紙子谷	66	81	147
祢宜谷	23	30	53
The A O LE THE			
第19投票区	361	414	775
東大路	59 48	70	
中大路 西大路	30	58 35	106
<u>四入岭</u> 久末	73	87	65 160
<u>ハ木 </u>	40	40	80
古郡家	46	48	
越路	65	76	
第20投票区	837	865	1,702
数津(一部)	68	55	123
八坂	33	36	69
橋本	41	36 175	77 344
馬場 国安	169 241	238	479
蔵田	38	42	80
	164		
西円通寺	83	100	
第21投票区	1,031	1,145	2,176
港町	3	2	5
賀露町西三丁目	292 143	315	607
賀露町北一丁目 賀露町北二丁目	143	154 150	
異路町北三丁目	216		
異路町北四丁目	234	274	
D C D D D D D D D D D D D D D D D D D D			
第22投票区	1,144	1,296	2,440
賀露町(一部)	9	13	22
賀露町西一丁目 2000年11月	57	68	125
賀露町西二丁目 賀露町南一丁目	107	0 213	400
賀露町南一丁目 賀露町南二丁目	187 126	213	
具路叫用—」日 賀露町南三丁目	84	98	
異路町角二丁日	201	224	
賀露町南五丁目	75	74	
賀露町南六丁目	142	169	
 晩稲	114	90	
南隈	148	147	295

于 八八口 14 立 24	H 291	<i>7</i> 0	(1,1)	
町名	男	女	計	町
				m2.15
**************************************	1 000	1 001		野坂
第23投票区		1,321		宮谷
野寺	36	42	78	嶋
服部	47		109	大桷
菖蒲 古海	101 780	770	206 1,550	第32投票
<u>ウ<i>畑</i></u> 緑ケ丘一丁目	344			
	344	342	000	細見
第24投票区	1 096	1,136	2 232	上原
赤子田	28			尾崎
長谷	72			上段
委立 倭文	127			1 2-72
玉津	46	46		第33投票
<u></u> 横枕	53			河内
猪子	38			槇原
向国安	65			
竹生	32			第34投票 湖山町東
上味野	111			湖山町東
朝月	90	96	186	┃ ┃湖山町東
源太	45	58	103	湖山町東
下味野	389	350	739	湖山町東
				湖山町東
第25投票区	217		438	湖山町南
上砂見	84			
中砂見	48			湖山町南
下砂見	85	79	164	
				湖山町北
第26投票区	86			湖山町北
岩坪	86	100	186	trt= 0 = 1.0 = T
<i>/</i> // 0.7±0.7€ [7	000	000	455	第35投票
第27投票区	222			湖山町
本高	73			湖山町西
北村	30			湖山町西
西今在家	28			
篠坂 中村	15 54	16 51	31 105	
			45	湖山町南
有富	22	23	45	湖山町北湖山町北
第28投票区	66	60	126	湖山町北
高路	66	60	126	湖山町北
同頃	00	00	120	
第29投票区	1,825	1 951	3,776	第36投票
徳尾	455			
岩吉	105			白兎
里仁	183			小沢見
<u></u> 徳吉	227	283	510	内海中
五反田町	0	0		三津
南安長	185	146	331	<u> - / - </u> 美萩野-
南安長三丁目	145			美萩野二
緑ケ丘二丁目	229			美萩野三
緑ケ丘三丁目	296	320		美萩野匹
				美萩野五
第30投票区	1,276	1,338	2,614	
足山	32	33	65	第37投票
布勢	434	425	859	松原
桂見	556	577	1,133	六反田
高住	188		421	大畑
良田	66	70	136	金沢
				福井
第31投票区	392			吉岡温泉
下段	63		127	妙徳寺
大塚	48	43	91	洞谷

野坂 宮谷	男	女	計
	98	129	227
	78	78	156
嶋	49	54	103
大桷	56	99	155
第32投票区	357	370	727
松上	58	73	131
細見	49	46	95
上原	144	148	292
尾崎 上段	26 80	31 72	57 152
上权	80	12	
第33投票区	113	121	234
河内	63	66	129
槇原	50	55	105
	2,826	2,911	5,737
湖山町東一丁目	314	347	661
湖山町東二丁目 湖山町東三丁目	12	12	24
湖山町東三丁目	1	1	2
湖山町東四丁目	8	6	14
湖山町東五丁目	154		
湖山町南一丁目	401		796
湖山町南二丁目	497		1,038
湖山町南三丁目	779		1,555
湖山町南四丁目 湖山町北一丁目	14 294	12 283	26 577
湖山町北一丁目 湖山町北六丁目	352	368	720
笠 2 口 北 西 口	2 502	0.400	F 000
第35投票区 湖山町	2,582	2,420	5,002
湖山町西一丁目	370	311	681
湖山町西二丁目	190	197	387
湖山町西三丁目	199	220	419
湖山町西四丁目	13	4	17
湖山町南五丁目	389	302	691
湖山町北二」目	435	393	828
湖山町北三丁目	296	310	606
湖山町北四丁目	476	458	934
湖山町北五丁目	214	225	439
	2,234	2,437	4,671
伏野	286	298	584
白兎	132	186	318
小沢見	35	30	65
	22		
内海中		27	49
内海中 三津	109	117	226
内海中 三津 美萩野一丁目	109 322	117 375	226 697
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目	109 322 453	117 375 490	226 697 943
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野三丁目	109 322 453 418	117 375 490 443	226 697 943 861
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目	109 322 453	117 375 490	226 697 943
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野三丁目 美萩野四丁目 美萩野五丁目	109 322 453 418 248 209	117 375 490 443 248 223	226 697 943 861 496 432
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野三丁目 美萩野四丁目 美萩野五丁目 美萩野五丁目 第37投票区	109 322 453 418 248 209	117 375 490 443 248 223	226 697 943 861 496 432
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野三丁目 美萩野四丁目 美萩野五丁目 第37投票区 松原	109 322 453 418 248 209 778 149	117 375 490 443 248 223 836 150	226 697 943 861 496 432 1,614 299
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野四丁目 美萩野五丁目 美萩野五丁目 第37投票区 松原 六反田	109 322 453 418 248 209 778 149 36	117 375 490 443 248 223 836 150 33	226 697 943 861 496 432 1,614 299 69
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野三丁目 美萩野三丁目 美萩野五丁目 美萩野五丁目 大坂野五丁目 第37投票区 松原 六反田 大畑	109 322 453 418 248 209 778 149 36 52	117 375 490 443 248 223 836 150 33 53	226 697 943 861 496 432 1,614 299 69 105
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野三丁目 美萩野五丁目 美萩野五丁目 大坂原 六反田 大畑 金沢	109 322 453 418 248 209 778 149 36 52 62	117 375 490 443 248 223 836 150 33 53 66	226 697 943 861 496 432 1,614 299 69 105 128
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野二丁目 美萩野四丁目 美萩野五丁目 美萩野五丁目 大坂原 大坂原 大畑 金沢 福井	109 322 453 418 248 209 778 149 36 52 62 88	117 375 490 443 248 223 836 150 33 53 66 80	226 697 943 861 496 432 1,614 299 69 105 128 168
内海中 三津 美萩野一丁目 美萩野三丁目 美萩野四丁目 美萩野五丁目 美萩野五丁目 大坂原 大坂原 大畑 金沢	109 322 453 418 248 209 778 149 36 52 62	117 375 490 443 248 223 836 150 33 53 66	226 697 943 861 496 432 1,614 299 69 105 128

町名	男	女	計
V+7 cm ++	4.0	4.0	
瀬田蔵	10	16	26
長柄	38	40	78
三山口	32	31	63
御熊	9	9	18
第38投票区	39	44	83
双六原	21	26	47
矢矯	18	18	36
第39投票区	2,940	3,282	6,222
吉成(大路川以南)	181	196	377
宮長	923	996	1,919
的場	220	217	437
叶	369	423	
数津(一部)	64	70	134
叶一丁目	126	145	271
吉成南町一丁目	416	512	928
吉成南町二丁目	180	227	407
的場一丁目	9	4	13
的場二丁目	186		
的場三丁目	142		
的場四丁目	124	120	244
第40投票区	1,439	1,632	
覚寺	347	366	713
円護寺	323	364	687
北園一丁目	286	352	638
北園二丁目	357		
山城町	126	150	276
第41投票区	1,849	1,974	3,823
若葉台南一丁目	13	15	28
若葉台南二丁目	178		370
若葉台南三丁目	293	319	612
若葉台南四丁目	6	22	28
若葉台南五丁目	161	175	336
若葉台南六丁目	267	274	541
若葉台南七丁目	2	0	2
若葉台北二丁目	211	220	431
若葉台北三丁目	272	307	579
若葉台北四丁目	326	334	660
若葉台北六丁目	120	116	236
第42投票区 第42投票区	1,176	1,286	2,462
正蓮寺	407		
桜谷(桜ヶ丘を除く)	640	724	
東今在家(一部)	129	155	284
			
第50投票区	991	1 102	2 099
第50投票区 国府町奥谷三丁目	991	1,108 74	2,099
国府町奥谷三丁目	66	74	140
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘一丁目	66 78	74 88	140 166
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目	66 78 77	74 88 86	140 166 163
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目	66 78 77 50	74 88 86 54	140 166 163 104
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目	66 78 77 50 80	74 88 86 54 81	140 166 163 104 161
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目 国府町分上二丁目	66 78 77 50 80 110	74 88 86 54 81 127	140 166 163 104 161 237
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目 国府町分上二丁目 国府町分上二丁目 国府町分上三丁目	66 78 77 50 80 110 71	74 88 86 54 81 127 83	140 166 163 104 161 237 154
国府町奥谷三丁目 国府町網葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目 国府町分上二丁目 国府町分上二丁目 国府町分上三丁目 国府町分上四丁目	66 78 77 50 80 110 71 36	74 88 86 54 81 127 83 50	140 166 163 104 161 237 154 86
国府町奥谷三丁目 国府町網葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目 国府町分上二丁目 国府町分上三丁目 国府町分上三丁目 国府町新町十四丁目 国府町新町一丁目	66 78 77 50 80 110 71 36 102	74 88 86 54 81 127 83 50 107	140 166 163 104 161 237 154 86 209
国府町奥谷三丁目 国府町網葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目 国府町分上二丁目 国府町分上三丁目 国府町分上三丁目 国府町新町十四丁目 国府町新町一丁目	66 78 77 50 80 110 71 36 102 64	74 88 86 54 81 127 83 50 107 67	140 166 163 104 161 237 154 86 209 131
国府町奥谷三丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町町町分上二丁目 国府町町分分上三丁目 国府町町町分分上三丁目 国府町町町新新町丁丁目 国府町町新新町二丁目	66 78 77 50 80 110 71 36 102 64 29	74 88 86 54 81 127 83 50 107 67 34	140 166 163 104 161 237 154 86 209 131 63
国府町奥谷三丁目 国府町網葉丘一丁目 国府町稲葉丘二丁目 国府町稲葉丘三丁目 国府町分上一丁目 国府町分上二丁目 国府町分上三丁目 国府町分上三丁目 国府町新町十四丁目 国府町新町一丁目	66 78 77 50 80 110 71 36 102 64	74 88 86 54 81 127 83 50 107 67	140 166 163 104 161 237 154 86 209 131

于70日日五50	H 3/	كالأ	(1.1)
町名	男	女	計
, ,			
国府町新通り四丁目	1	1	2
	1		
// - A LD TE -			4 74 0
第51投票区	792	920	1,712
国府町中郷	68	86	154
国府町宮下	582	670	1,252
国府町奥谷一丁目	72	83	155
国府町奥谷二丁目	70	81	151
国的"则炎谷—」日	70	01	131
// ID			
第52投票区	505	577	1,082
国府町美歎(一部)	102	110	212
国府町広西	55	66	121
国府町庁	18	26	44
国府町町屋(一部)	116	113	229
国府町国分寺	60	84	144
国府町法花寺	42	45	87
国府町三代寺	112	133	245
第53投票区	634	727	1,361
国府町山根	25	28	53
国府町神垣	51	64	
国府町清水	24	20	44
国府町岡益	66	85	151
国府町谷	33	41	74
国府町玉鉾	62	71	133
国府町糸谷	41	40	81
国府町高岡	116		
国府町麻生	169	171	340
国府町美歎(一部)	2	3	5
国府町町屋(一部)	45	48	93
	7.0	70	33
第54投票区	141	167	308
国府町神護	15	24	39
国府町山崎	10	13	23
国府町中河原	44	46	90
			0.7
国府町松尾	12	15	
国府町松尾	12	15 37	27 66
国府町吉野	29	37	66
国府町吉野 国府町新井	29 31	37 32	66 63
国府町吉野国府町新井第55投票区	29	37 32 37	66 63 67
国府町吉野 国府町新井	29 31	37 32	66 63
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟	29 31 30 10	37 32 37 11	66 63 67
国府町吉野国府町新井第55投票区	29 31 30	37 32 37	66 63 67 21
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟	29 31 30 10 20	37 32 37 11 26	66 63 67 21 46
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区	29 31 30 10 20	37 32 37 11 26	66 63 67 21 46
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町雨滝	29 31 30 10 20 80 13	37 32 37 11 26 80	66 63 67 21 46 160 25
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町雨滝 国府町木原	29 31 30 10 20 80 13 0	37 32 37 11 26	66 63 67 21 46 160 25 4
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町雨滝	29 31 30 10 20 80 13	37 32 37 11 26 80	66 63 67 21 46 160 25
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町雨滝 国府町木原 国府町木原	29 31 30 10 20 80 13 0	37 32 37 11 26 80 12 4	66 63 67 21 46 160 25 4
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町市高 国府町木原 国府町下木原 国府町石井谷	29 31 30 10 20 80 13 0 9	37 32 37 11 26 80 12 4 7	66 63 67 21 46 25 4 16 6
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町木原 国府町木原 国府町下木原 国府町石井谷 国府町大石	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16	66 63 67 21 46 25 4 16 6 29
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町上荒舟 国府町荒舟 第56投票区 国府町町木原 国府町町下木原 国府町町石井谷 国府町大石 国府町栃本	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12	66 63 67 21 46 25 4 16 6 29 35
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票区 国府町市町市町市町町下下本県 国府町町大石井谷 国府町町板車 国府町町板車 国府町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票所 国府町市町下石井 国府町町木原 国府町町大石 国府町町板町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票区 国府町市町市町市町町下下本県 国府町町大石井谷 国府町町板車 国府町町板車 国府町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票所 国府町市町下石井 国府町町木原 国府町町大石 国府町町板町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票区 国府府町市町市町市町町市町町市町町市町町市町市町市町市町市町市町市町市町市町市町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票区 国府府町市町市町市町町市町町市町町市町町市町町市町町市町市町市町市町市町町南府町町南府	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 3
国府町吉野 国府町新井 第55投票区 国府町荒舟 第56投票区 国府府町市町市町市町町市町町市町町市町町市町市町市町市町市町市町市町市町市町市町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37
国府町吉野 国府町新 第55投票区 国府府町 第56投町市荒 医国府府町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37 3
国府町市新井 第55投票区 国府府町新里区 国府府町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37 3 82 82
国府町市新井 第55投票区 国府府町第56投票市 第56投票市局 国府府町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2 46 46	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37 3
国府町市新井 第55投票区 国府府町第56投票市 第56投票市局 国府府町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1 1	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37 3 82 82
国国 第55投町 国国 第56投町市新 第56投町市 第56投町市 第56投町市 四町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1 1 36 36 769 25 37	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2 46 46 787 23 39	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37 3 82 82 82 1,556 48 76
国府町市新 第555町国国 第566町町 一 第566町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1 1 36 36 36 769 25 37 41	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2 46 46 787 23 39 48	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 3 3 82 82 82 1,556 48 76 89
国国 第55投町 国国 第56投町市新 第56投町市 第56投町市 第56投町市 四町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	29 31 30 10 20 80 13 0 9 3 13 23 2 16 1 1 36 36 769 25 37	37 32 37 11 26 80 12 4 7 3 16 12 3 21 2 46 46 787 23 39	66 63 67 21 46 160 25 4 16 6 29 35 5 37 37 3 82 82 82 1,556 48 76

福部町海士 306 298 604 福部町細川 177 192 369 282 920 1,712 369 467 1,252 77 1,082 77 1,082 77 1,082 77 1,082 77 1,082 77 1,082 78 151 70 81 151 75 77 1,082 77 77 1,082 77 1							
28	1	女	計	町名	男	女	計
28							
22 920 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,712 1,713 1,713 1,714 1,715	1	1	2				
第59投票区 256 290 546 287 288 286 290 546 288 286 290 546 288 286 290 546 288							
第59投票区 256 290 546 270 81 151 第59投票区 156 169 325 28 155 28 155 24 29 28 28 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 28 29 29 28 29 29 29 29 29 28 28 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29				福部町岩戸	81	87	168
72	68						
第60投票区 156 169 325 170 170 212 170 2							
第60投票区 156 169 325 160 155 169 325 160 155 160	72			福部町湯山(一部)	256	290	546
10 10 10 11 12 12 13 14 16 17 308 15 24 39 36 65 39 36 37 67 10 11 21 22 26 44 46 90 13 23 34 36 36 37 67 10 11 21 22 23 36 36 37 67 10 11 21 22 23 36 36 37 67 13 16 29 37 38 37 67 10 11 21 22 23 35 36 36 36 46 82 37 39 76 31 32 35 33 36 37 67 12 25 37 37 37 37 37 37 37 3	70	81	151				
22 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 212 110 225 28 53 110 215 120				第60投票区			
18							
18 26 44 416 113 229 42 45 87 47 47 47 47 47 47 47							
16							
50 84 144 42 45 87 87 12 133 245 245 28 53 516 64 115 24 20 44 24 26 26 27 133 24 27 136 24 20 24 26 26 27 28 28 28 28 28 28 28							
## 45				福部町南田	26	29	55
12							
72 73 73 73 73 73 73 74 74							
727 1,361 727 1,361 725 727 1,361 725 727 7361 7	12	133	245				
25 28 53 53 51 64 115 71 71 71 71 71 71 7			4				
51 64 115 24 20 44 37 37 38 38 41 74 74 75 77 133 77 78 78 78 78 78 78	34						
24 20 44							
78	51						
33 41 74 74 74 74 75 75 75 75	24						
133	66			河原町稲常			73
133	33			河原町鮎ヶ丘	165	173	338
#1 40 81 16 156 272 37 374 688 374 158 374 158 375 48 93 37 67 37 1 2 3 3 3 3 6 6 3 3 3 6 6 3 3 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 3 6 6 3 6 46 82 3 6 6 6 5 2 5 3 4 8 8 7 7 9 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 1 18 8 9 9 9 7 1 18 8 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 18 8 9 9 9 7 18 8 9 9 9 7 18 8 9 9 9 7 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 7 9 1 18 8 9 9 9 9 9 1 18 8 9 9 9 9 9 9 1 18 8 9 9 9 9	62	71	133				
16	41			第62投票区	314	374	688
171 340 34	16				84		
2 3 5 10 10 10 10 10 10 10	69			河原町郷原	27	30	
10				河原町三谷			
河原町徳吉 35 42 77 141 167 308 17 17 17 18 18 18 18 1	45						
167 308 144 167 308 152 24 39 36 45 81 160 13 23 44 46 90 12 15 27 29 37 66 31 32 63 32 63 37 67 10 11 21 21 22 24 37 38 38 38 38 38 38 38							
15	41	167	308				
13	15						
44 46 90 15 27 29 37 66 63投票区 112 129 241 河原町金口 112 129 241 河原町和奈見 33 33 66 73 76 76 76 76				, 3,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	30		31
15 27 29 37 66 68 31 32 63 7 67 7 7 7 7 7 7 7				第63投票区	506	525	1,031
29 37 66 31 32 63 32 63 37 67 318 319 637 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 319 318 3				河原町釜口			
31 32 63							
河原町佐貫 318 319 637 310 11 21 第64投票区 180 215 395	31						
第64投票区		- JL					
第64投票区 180 215 395 河原町水根 63 84 147 河原町小倉 57 63 120 第65投票区 253 256 509 河原町大神原 57 56 113 3 3 6 13 16 29 23 12 35 7 56 113 16 21 37 37 11 11 121 232 16 21 37 37 37 36 46 82 36 46 82 36 46 82 37 787 1,556 25 23 48 37 39 76 41 48 89 97 91 188 第68投票区 168 186 35 35 35 36 46 82 37 39 76 37 39 76 38 39 76 37 39 76 38 39 76 39 76 39 39 76 39 76 <td>30</td> <td>37</td> <td>67</td> <td>1 1/3111-7-7</td> <td>310</td> <td>313</td> <td>551</td>	30	37	67	1 1/3111-7-7	310	313	551
20 26 46 河原町水根 63 84 147 80 80 160 57 63 120 13 12 25 57 63 120 第65投票区 253 256 509 河原町天神原 57 56 113 河原町天神原 57 56 113 河原町大神原 196 200 396 13 16 29 29 226 428 河原町中東 111 121 232 111 121 232 123 120 <td>_</td> <td></td> <td></td> <td>第64投票区</td> <td>180</td> <td>215</td> <td>395</td>	_			第64投票区	180	215	395
河原町山上 60 68 128							
7		20	70				
13	ลก	20	160				
第65投票区 253 256 509 河原町天神原 57 56 113 河原町曳田 196 200 396 第66投票区 202 226 428 河原町中井 111 121 232 河原町本鹿 36 40 76 河原町十戸 31 39 70 河原町場合 24 26 50 第67投票区 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 河原町神馬 28 36 64 第68投票区 100 116 216 河原町神馬 28 36 64 第68投票区 168 186 354 河原町小畑 26 34 60 河原町小畑 26 34 60 河原町小畑 38 40 78	13			いコルバロコイン・日	31	0.0	120
9 7 16 3 3 6 13 16 29 23 12 35 2 3 5 16 21 37 1 2 3 36 46 82 36 46 82 36 46 82 37 39 70 79 787 1,556 23 48 37 39 76 41 48 89 97 91 188 78 78 70 78 70 70 70				第65投票区	253	256	500
3 3 6 13 16 29 23 12 35 2 3 5 16 21 37 1 2 3 36 46 82 36 46 82 36 46 82 37 787 1,556 25 23 48 37 39 76 41 48 89 97 91 188 78 188 79 70 72 80 70 72 80 152 70 70 72 80 152 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70							
13 16 29 23 12 35 2 3 5 16 21 37 1 2 3 36 46 82 36 46 82 36 46 82 36 787 1,556 25 23 48 37 39 76 41 48 89 97 91 188 366 46 82 第67投票区 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 河原町神馬 28 36 64 第68投票区 168 186 354 河原町小畑 26 34 60 河原町子河内 38 40 78							
23 12 35 2 3 5 16 21 37 1 2 3 36 46 82 36 46 82 36 46 82 36 787 1,556 25 23 48 37 39 76 41 48 89 37 91 188 38 38 40 39 78 39 76 41 48 89 39 76 41 48 89 39 76 41 38 42 48 43 40 44 48 45 34 46 47 38 48 40 49 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38 40 38<				/引/宗则 戈田	190	200	290
2 3 5 16 21 37 1 2 3 河原町本鹿 36 40 76 河原町牛戸 31 39 70 河原町湯谷 24 26 50 第67投票区 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 河原町小河内 72 80 152 河原町小河内 28 36 64 第68投票区 168 186 354 河原町小畑 26 34 60 河原町子河内 38 40 78				96642番▽	202	226	100
16 21 37 1 2 3 36 46 82 36 46 82 36 46 82 37 39 76 41 48 89 37 91 188 36 40 76 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 30 116 216 31 30 64 31 30<	∠3						
1 2 3 36 46 82 36 46 82 37 39 76 38 46 82 39 787 1,556 25 23 48 37 39 76 41 48 89 39 79 188 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 30 116 216 31 39 70 30 116 216 31 39 70 30 116 216 31 39 70 30 116 216 31 39 70 30 116 216 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70 31 39 70							
第6 46 82 第6 46 82 第67投票区 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 河原町神馬 28 36 64 第68投票区 168 186 354 河原町小畑 26 34 60 河原町弓河内 38 40 78				川原町本庭			
36 46 82 36 46 82 第67投票区 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 河原町神馬 28 36 64 第68投票区 168 186 354 河原町小畑 26 34 60 河原町弓河内 38 40 78	1	2	3				
第6 46 82 第67投票区 100 116 216 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 100 116 216 河原町小河内 72 80 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 168 100 116 216 152 100 116 216 152 100 116 216 168 100 116 216 152 100 116 216 168 100 116 216 168 100 116 216 168 100 116 216 168 100 116 216 168 100 116 216 168 100 116 21 168 100 116 21 168 100 116 21 168 100 116 21 168 100 116 21 168 100 116 21 168 100 116 21 168 100 116 21 168	2.0	4.0	00	川原町	24	26	50
河原町小河内 72 80 152 河原町神馬 28 36 64 河原町神馬 28 36 64 第68投票区 168 186 354 河原町小畑 26 34 60 河原町弓河内 38 40 78				₩ C7+D-₩ F	100	110	010
69 787 1,556 25 23 48 37 39 76 41 48 89 97 91 188 河原町小畑 26 34 河原町弓河内 38 40 78	36	46	82				
25 23 48 37 39 76 41 48 89 97 91 188 第68投票区 168 186 354 354 河原町小畑 26 34 60 河原町弓河内 38 40 78	00	7	4				
37 39 76 第68投票区 168 186 354 41 48 89 河原町小畑 26 34 60 97 91 188 河原町弓河内 38 40 78				川原町神馬	28	36	64
41 48 89 河原町小畑 26 34 60 97 91 188 河原町弓河内 38 40 78				TT O O LIB TEST			
97 91 188 河原町弓河内 38 40 78							
5 9 14 河原町北村 104 112 216	97						
	5	9	14	河原町北村	104	112	216

 用瀬町別府 第70投票符 用瀬町別府 第70投票符 用瀬町町別府 第70投票店 第71投票屋 月瀬町町赤波 第71投票屋屋 月瀬町町山宮蔵瀬町川宮庭蔵瀬町川宮庭蔵瀬町川宮庭蔵瀬町町町安田瀬町町安田瀬瀬町町安田瀬東区 第73投町 区 第74投町町町内市 第73投町 区 第74投町町町大井 佐治治町町大井 佐佐治町町町大井 佐佐治町町町大井 佐佐治町町町大井 第76投町福町 第76投町石 第76世町町 第76世町町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第77世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世町 第76世間 第76世別 第76世別 第76世別 第76世別 第76世別 第76世別 第76世別 第76世別 第76世別 第76世間 <	2 22 7 385 2 165 0 485 4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50	34 692 317 925 589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42
用瀬町古田瀬(一部) 15 用瀬町田別府 15 第70投票区 44 用瀬町町別所 25 用瀬町町美波 第71投票区 35 用瀬町町赤波 第71投票区 35 用瀬町町山宮安居瀬町町川宮安居瀬町町川宮安市瀬町町市市家 区 12 用瀬町町お家 区 第73投票区 第73投票区 第73投票区 第73投票区 第73投票区 25 用瀬町町大井 区 第74投町町大井 区 佐治町町大井 区 佐治町町大井 区 佐治町町大井 区 佐治町町大井 で 15 佐治町町高 区 15 佐治町町高 区 15 佐治町町高 区 15 佐治町町 25 佐治町町 25 た治町 25 た治町町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治 25 たh 25 ch 25 c	2 22 7 385 2 165 0 485 4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50	34 692 317 925 589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42
用瀬町古田瀬(一部) 15 用瀬町田別府 15 第70投票区 44 用瀬町町別所 25 用瀬町町美波 第71投票区 35 用瀬町町赤波 第71投票区 35 用瀬町町山宮安居瀬町町川宮安居瀬町町川宮安市瀬町町市市家 区 12 用瀬町町お家 区 第73投票区 第73投票区 第73投票区 第73投票区 第73投票区 25 用瀬町町大井 区 第74投町町大井 区 佐治町町大井 区 佐治町町大井 区 佐治町町大井 区 佐治町町大井 で 15 佐治町町高 区 15 佐治町町高 区 15 佐治町町高 区 15 佐治町町 25 佐治町町 25 た治町 25 た治町町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治町 25 た治 25 たh 25 ch 25 c	2 22 7 385 2 165 0 485 4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50	34 692 317 925 589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42
用瀬町用瀬 30 用瀬町別府 15 第70投票区 44 用瀬町別所 27 用瀬町町美成 37 用瀬町町赤波 37 用瀬町町赤波 37 用瀬町町山宮屋 47 用瀬町町四宮安川瀬町町町市市家 27 用瀬町町田宮安川瀬町町市市家 27 17 17 17 17 18 18 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	7 385 2 165 0 485 4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50	692 317 925 589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42 42
用瀬町別府 15 第70投票区 44 用瀬町町 27 用瀬町町赤 27 用瀬町町赤 27 用瀬町町町両町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 165 0 485 4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 1 21 1 21	317 925 589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42 468
第70投票区 用瀬町町赤 第71投票区 第71投票区 用瀬町町赤 第71投票屋 用瀬町町町古塚 用瀬町町町古市家 三月瀬町町町古市家 三月瀬町町町古市家 三月瀬町町町古市家 三月瀬町町町古市家 三月瀬町町町古木 第72投町 第72投町 第72投町 三月瀬町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	0 485 4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	925 589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42 42
用瀬町鷹狩 27 用瀬町町赤波 37 第71投票区 37 用瀬町町赤波 27 用瀬町町町市は市町町市は市町町市は市町町で、20 37 田瀬町町古本の 4 第72投票区 3 用瀬町町古本の 4 第73投票区 2 第74投町町町大井 3 佐治町町大井 3 佐治町町大井 3 佐治町町町大井 3 佐治町町町大井 3 佐治町町町町の河京 3 佐治町町町の本 4 佐治町町町 4 佐治町町町 4 佐治町町 4 佐治町 4 佐治町 5 佐治町 5 佐治町 6 佐治町 6 佐治町 6 佐治町 6 佐治町 6	4 315 1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21 1 21	589 135 201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42 42
用瀬町赤波 第71投票区 用瀬町町赤波 第71投票屋 用瀬町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1 64 5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50	135 201 777 622 86 103 70 266 93 97 85 85 42
用瀬町赤波 第71投票区 用瀬町町赤波 第71投票屋 用瀬町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42 468
第71投票区 33 用瀬町赤波 2 用瀬町町 2 用瀬町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	5 106 3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	201 777 62 86 103 70 266 93 97 85 42 468
第71投票区 31 用瀬町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	3 404 8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 1 21 1 21	7777 62 86 103 70 266 93 97 85 85 42
用瀬町金屋 名 用瀬町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	8 34 4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 1 21 1 21	62 86 103 70 266 93 97 85 42 42
用瀬町	4 42 0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	86 103 70 266 93 97 85 85 42 42
用瀬町川中 用瀬町川宮蔵 用瀬町町宮蔵 用瀬町町市家 第72投屋 第72投屋 第73投屋 第74投町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	103 70 266 93 97 85 85 42 42
用瀬町川中 用瀬町川宮蔵 用瀬町町宮蔵 用瀬町町市家 第72投屋 第72投屋 第73投屋 第74投町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	0 53 2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	103 70 266 93 97 85 85 42 42
用瀬町宮原 用瀬町宮蔵 用瀬町町市市家 第72投票区 第73投票区 第74投町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	2 38 7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	70 266 93 97 85 85 42 42
用瀬町古用瀬(一部)4用瀬町古用瀬(一部)4用瀬町古用瀬町家4第72投票区3用瀬町丁瀬2第73投票区2佐治町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	7 139 7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	266 93 97 85 85 42 42 468
用瀬町古用瀬(一部) 4 用瀬町古用瀬(一部) 4 第72投票区 第73投票区 第73投票区 第74投票区 佐治町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	7 46 5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	93 97 85 85 42 42 468
用瀬町家奥 4 第72投票区 3 用瀬町屋住 3 第73投票区 2 用瀬町屋 2 第74投票区 2 佐治町町高川町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	5 52 5 50 5 50 1 21 1 21	97 85 85 42 42 468
第72投票区 第73投票区 第73投票区 第74投票区 第74投票区 第74投票区 佐治町町刻古大森 佐治治町町大森 佐治町町高 佐治町町高 第75投票区 佐治町町高 第76投票区 佐治町町町高 第76投票区 佐治町町町町高 佐治町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	5 50 5 50 1 21 1 21	85 85 42 42 468
用瀬町屋住 3 第73投票区 2 用瀬町工波 2 第74投票区 2 佐治町馬 6 佐治町町刈市市 5 佐治町町水市 5 佐治町町木 5 佐治町町木 6 第75投票区 18 佐治町町南 6 佐治町町畑 6 佐治町町畑 6 佐治町町 2 佐治町町 2 佐治町町 3 佐治町尾際 3	5 50 1 21 1 21	85 42 42 468
用瀬町屋住第73投票区第73投票区2第74投票区2佐治町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	5 50 1 21 1 21	85 42 42 468
第73投票区 第74投票区 佐治町河高 佐治町町川古市 佐治町町大井 佐治町町大井 佐治町町大井 佐治町町大井 佐治町町大井 佐治町町木 佐治町町本 佐治町町高山 第76投票区 佐治町町加度 佐治町町畑 佐治町町畑 佐治町町畑 佐治町町畑 佐治町町へ 佐治町町畑 佐治町町へ 佐治町町畑 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町条 佐治町町条 佐治町町条 佐治町町の本 佐治町町条 佐治町町条 佐治町町条 佐治町町条 佐治町町条 佐治町町の 佐治町町の 佐治町町の 佐治町町の 佐治町町の 佐治町町の 佐治町町の 佐治町町の た治町町 佐治町町 佐治町町 佐治町町 た治町町 た治町町 た治町町 た治町町 た治町町 た治町 た治	1 21 1 21	42 42 468
用瀬町江波名第74投票区21佐治町原3佐治町町町町町町町町町町町町町大井3佐治町町4佐治町町5佐治町町高1佐治町町町5佐治町町町町6第76投票区1佐治町町町2佐治町町2佐治町2佐治町3佐治町3佐治町3佐治町3佐治町3佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町6佐治町6佐治町7佐治町7大田 <td>1 21</td> <td>42</td>	1 21	42
用瀬町江波名第74投票区21佐治町原3佐治町町町町町町町町町町町町町大井3佐治町町4佐治町町5佐治町町高1佐治町町町5佐治町町町町6第76投票区1佐治町町町2佐治町町2佐治町2佐治町3佐治町3佐治町3佐治町3佐治町3佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町5佐治町6佐治町6佐治町7佐治町7大田 <td>1 21</td> <td>42</td>	1 21	42
佐治町小原 佐治町小原 佐治町駅 2 佐治町町 5 佐治町町 5 佐治町 5 佐治町 5 佐治町 7 5 佐治町 6 ケ 7 5 佐治町 6 佐治町 7 6 佐治町町加畑 6 佐治町町畑 7 佐治町町一回本 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町尾際		
佐治町小原 佐治町小原 佐治町町高 佐治町町古井 佐治町町大井 佐治町町大井 佐治町下森 第75投票区 佐治町町高 佐治町町高 佐治町町加畑 佐治町町畑 佐治町町河本 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町尾窓 佐治町尾窓 佐治町町余 佐治町尾 佐治町尾窓	5 253	
佐治町葛谷 佐治町列地 佐治町町大井 佐治町下大井 佐治町下大井 佐治町下森坪 第75投票区 佐治町町高 佐治町町高 佐治町町加畑 佐治町町加畑 佐治町町河本 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町余 佐治町尾 佐治町尾 佐治町町余 佐治町町余 佐治町尾 佐治町尾 佐治町町余 佐治町尾 佐治町町余 た治町尾 佐治町尾 佐治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町奈 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町条 た治町町 た治町町	7 8	
佐治町刈地 佐治町古市 佐治町古市 佐治町古木井 (佐治町森坪 第75投票区 佐治町瀬木 佐治町高山 第76投票区 佐治町町加畑 佐治町町加畑 佐治町町河本 佐治町町余 佐治町町余 佐治町町奈 佐治町尾際		
佐治町古市 佐治町古市 佐治町木坪 第75投票区 佐治町瀬木 佐治町高山 佐治町高山 第76投票区 佐治町町加畑 佐治町町加畑 佐治町町河本 佐治町町余 佐治町町余 佐治町尾際	6 51	
佐治町大井 佐治町森坪 第75投票区 佐治町加瀬木 佐治町高山 第76投票区 佐治町高山 第76投票区 佐治町加茂 佐治町加茂 佐治町加畑 佐治町川畑 佐治町河本 佐治町京戸 第77投票区 佐治町尾際	9 49	
佐治町森坪 第75投票区 佐治町加瀬木 佐治町高山 第76投票区 佐治町福園 佐治町加茂 佐治町加茂 佐治町畑 佐治町町名 佐治町河本 佐治町余戸 第77投票区 佐治町尾際	5 61	
第75投票区 佐治町加瀬木 佐治町高山 第76投票区 佐治町福園 佐治町加茂 佐治町畑 佐治町畑 佐治町河本 佐治町宗戸 第77投票区 佐治町尾際	6 39	75
佐治町加瀬木 佐治町高山 第76投票区 佐治町福園 佐治町加茂 佐治町畑 佐治町四 佐治町河本 佐治町奈戸 第77投票区 佐治町尾際	2 45	77
佐治町加瀬木 佐治町高山 第76投票区 佐治町福園 佐治町加茂 佐治町畑 佐治町四 佐治町河本 佐治町奈戸 第77投票区 佐治町尾際	1 190	371
佐治町高山 第76投票区 佐治町福園 佐治町加茂 佐治町畑 佐治町つく谷 佐治町河本 佐治町余戸 第77投票区 佐治町尾際	6 98	
第76投票区 19 佐治町福園 2 佐治町加茂 6 佐治町畑 2 佐治町つく谷 2 佐治町河本 2 佐治町余戸 3 第77投票区 5 佐治町尾際 3	5 92	
佐治町福園 佐治町加茂 佐治町畑 佐治町つく谷 佐治町河本 佐治町余戸 第77投票区 佐治町尾際		
佐治町加茂 佐治町畑 佐治町つく谷 佐治町河本 佐治町余戸 第77投票区 佐治町尾際		
佐治町畑 2 佐治町つく谷 2 佐治町河本 2 佐治町余戸 3 第77投票区 5 佐治町尾際 3	6 26	
佐治町畑 2 佐治町つく谷 2 佐治町河本 2 佐治町余戸 3 第77投票区 5 佐治町尾際 3	6 74	140
佐治町つく谷 2 佐治町河本 2 佐治町余戸 3 第77投票区 5 佐治町尾際 3	4 34	
佐治町河本 佐治町余戸 第77投票区 佐治町尾際	4 42	
佐治町余戸 3 第77投票区 5 佐治町尾際 3	4 29	
第77投票区 5	1 35	
佐治町尾際 3	1 33	00
佐治町尾際		
	7 57	65
佐治町中 1	7 57 0 35	
佐治町栃原 1		
第78投票区 <i>(</i>	0 35	94
	0 35 4 8 3 14	
佐治町津無	0 35 4 8 3 14 5 49	
第79投票区	0 35 4 8 3 14	94
	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49	
笠00松亜区 50	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49	90
	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49 3 47 3 47	90
	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49 3 47 3 47 6 647	90 90 1,233
	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49 3 47 3 47 6 647 5 186	90 90 1,233 361
	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49 3 47 6 647 5 186 5 31	90 90 1,233 361 56
気高町宝木 24	0 35 4 8 3 14 5 49 5 49 3 47 3 47 6 647 5 186 5 31 6 39	90 90 1,233 361 56

幹八 石	白釵	一見	(щ]
町名	男	女	計
気高町奥沢見	102	106	208
以同門契八兄	102	100	200
第81投票区	214	223	437
気高町上光	81	82	163
気高町下光元	133	141	274
第82投票区 第82投票区	226	231	457
気高町宿	29		62
気高町土居	60	57	
気高町重高	42	44	86
ス同町里向 気高町二本木			
ス高町 <u>―</u> 本木 気高町下坂本(一部)	19 76	22 75	41 151
第83投票区		266	
気高町下坂本(一部)	186	201	387
気高町日光	64	65	129
第84投票区	395	412	807
気高町殿	60	55	115
気高町飯里	29	34	63
気高町下石	16	15	31
気高町上原	47	42	89
ス同町上原 気高町山宮	72	87	
気高町睦逢	57	70	
気高町会下	50	43	93
気高町郡家	37	37	
気高町高江	27	29	56
第85投票区	1,224	1,337	2,561
気高町浜村	453	478	931
気高町勝見	350	398	748
気高町新町二丁目	108	107	
気高町新町三丁目	61	61	122
気高町北浜二丁目	133	156	289
気高町北浜二丁目 気高町北浜三丁目	119	137	256
第86投票区	227	406	7/12
完成 気高町新町一丁目			143
	86	102	188
気高町北浜一丁目	39	28	67
気高町八幡	68	114	
気高町下原 気高町八東水(一部)	80 64	86 76	166 140
		7.0	
第87投票区	167	198	365
気高町八束水(一部)	167	198	365
第88投票区 第88投票区	625	676	1,301
鹿野町末用	73	83	
鹿野町閉野	26	24	50
鹿野町広木	4	9	13
鹿野町水谷	32	31	63
鹿野町鹿野	490	529	1,019
		600	1 077
第00 松亜区	こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	688	1,377
第89投票区	689	1/ [1	
鹿野町今市	459	451	
鹿野町今市 鹿野町寺内	459 57	58	115
鹿野町今市 鹿野町寺内 鹿野町宮方	459 57 24	58 28	115 52
鹿野町今市 鹿野町寺内 鹿野町宮方 鹿野町中園	459 57 24 35	58 28 43	115 52 78
鹿野町今市 鹿野町寺内 鹿野町宮方 鹿野町中園 鹿野町岡木	459 57 24 35 78	58 28 43 71	910 115 52 78 149
鹿野町今市 鹿野町寺内 鹿野町宮方 鹿野町中園	459 57 24 35	58 28 43	115 52 78

町名	男	女	計
	23		н
鹿野町小別所	56	65	121
鹿野町鷲峯	41	57	98
第91投票区	80	85	165
鹿野町河内	80	85	165
第92投票区	577	660	1,237
青谷町善田(一部)	13	38	51
青谷町青谷(一部)	447	505 18	952
青谷町井手 青谷町長和瀬	26 91	99	44 190
月分叫女和州	91	99	190
	371	430	801
青谷町青谷(一部)	371	430	801
13 H 13 13 H (Hr)	0.1	.00	001
第94投票区	418	442	860
青谷町鳴瀧	17	20	37
青谷町北河原	37	33	70
青谷町山田	24	21	45
青谷町亀尻	87	96	183
青谷町吉川	49	51	100
青谷町露谷	42	44	86
青谷町栄町	162	177	339
第95投票区	38	42	80
青谷町絹見	38	42	80
13 14 3 3 3 3 3 3			
第96投票区	338	343	681
青谷町蔵内	60	62	122
青谷町大坪	76	75	151
青谷町奥崎	74	79	153
青谷町養郷	67	65	132
青谷町善田(一部)	58	58	116
青谷町青谷(一部)	3	4	7
第97投票区	208	196	404
青谷町桑原	50	33	83
青谷町澄水	43	50	93
青谷町楠根	31	28	59
青谷町紙屋	40	42	82
青谷町田原谷	44	43	87
笠00松西区	261	434	795
第98投票区 青谷町小畑	361 55	64	119
青谷町河原	154	175	329
青谷町山根	98	133	231
青谷町早牛	54	62	116
12 H 2 I I			
第99投票区	31	36	67
青谷町八葉寺	31	36	67
☆ 公≘∔	72 76/	80 072	154,736
総計	13,104	80,972	104,736

議案第44号

随時抹消者の決定について

令和3年12月1日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

(死亡・国籍喪失)

1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者男 82人 女 95人 計 177人

(転出後4か月経過)

2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき抹消すべき者男 121人 女 94人 計 215人

(在外選挙人名簿への登録移転)

3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者 該当者なし

(誤載者)

4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者 該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定により抹消すべき者を決定するためである。



議案第45号

鳥取市選挙運動管理規則の一部改正について

鳥取市選挙運動管理規則の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

鳥取市選挙運動管理規則の一部を改正する規則

鳥取市選挙運動管理規則(昭和37年選挙管理委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

選挙事務所設置 (異動) 届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

(推薦届出者)

住 所

氏 名

次のとおり、選挙事務所を設置(異動)したので届けます。

選		挙		名	年	月	日執行	丁 選挙
候	補	者	氏	名				
旧事(設置			所 在 は記入不					
新事務所	所		在	地				
務 所	建	物	名	称			電話番号	
設置	(異!	動)	年 月	日	年	,	月日	
連	絡 責	任	者氏。	名			電話番号	

備考

- 1 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置又は異動について候補者の承 諾書を添付してください。
- 2 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人 確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の 措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号を次のように改める。

推薦届出代表者証明書

氏	名						
生 年	月日		年	月	日		
住	所						

上記の者は、 年 月 日執行の 選挙の候補者 の推薦届 出者の代表者であることを証明します。

年 月 日

推薦届出者

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

備考 推薦届出者全員が、署名又は記名押印してください。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

表示布再交付申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長様

候補者

住 所

氏 名

年 月 日執行の 選挙における の表示布を下記理由により紛失(破損・汚損)したので、再交付を申請します。

記

理由

備考

- 1 理由は詳細に記入すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第10条関係)

表

候補者(氏名) 年 月 日執行 選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 鳥取市選挙管理委員会 印

裏

AX.		
交 付 月 日	交付枚数	鳥取市選挙管理委員会印
計		枚

様式第12号、様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

様式第12号(第17条関係)

出納責任者選任 (異動) 届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者

住 所

氏 名

次のとおり、出納責任者を選任(異動)したので届けます。

選		挙		名	年	月	日執行	選挙
候	補	者	氏	名				
		内 責 場合は		者 (要)				
	ふ氏	Ŋ	が	な 名				
新出納責任者	住			所			電話番号	
責任者	職			業				
	生	年	月	田	年	,	月日	

	選任(異動)年月	日	年	月	日
--	----------	---	---	---	---

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任(解任)について、候補者の承諾書を添付してください。
 - 2 推薦届出者が数人あるときは、その代表者証明書を添付してください。
 - 3 出納責任者の解任又は解任による異動については、これを証すべき書面を 添付してください。
 - 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合、はこの限りではありません。

様式第13号(第17条関係)

出納責任者職務代行開始(終了)届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選任者

次のとおり、出納責任者の職務代行を開始(終了)したので届けます。

選		挙		名	年	月	日執行	選挙
候	補	者	氏	名				
出	納責	任	者 氏	名				

	ふ氏	り	が	な 名				
新出納責任者	住			所				
責任者	職			業				
	生	年	月	日	年	月	日	
職が	等 代	、 う の	開 理	始由				
推薦	声 届	出 者	氏	名				
職が	务 代 § 了	· 行) 年	開月	始日	年	月	日	

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者職務代行者の選任(解任)について、候補者の承諾書を添付してください。
 - 2 推薦届出人が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
 - 3 「推薦届出者氏名」の欄には、出納責任者を選任した推薦届出者に事故があるとき又はかけたときに記入してください。
 - 4 選任者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第14号(第22条関係)

運動のための事務所設置(異動)届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長様

解散又は解散請求代表者、 議会、被解職請求者 住所 氏名

次のとおり運動のための事務所を設置(異動)したので届けます。

直接	等 請 求	の種	類	
直接	請求の	根 拠 規	上定	
旧 事 (設置	事 務 所 置届の場合	所 在 は記入不		
新事	所	在	地	
新事務所	建物	名	称	電話番号
設置	(異動)年月	日	年 月 日
連絡	各 責 任	者氏	名	電話 番号

- 備考 1 住所氏名欄は、解散又は解職請求代表者が2人以上あるときは全員が署名 又は記名押印してください。
 - 2 解散又は解職請求代表者証明書の写しを添付してください。
 - 3 代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。

鳥取市選举運動管理規則(昭和37年選挙管理委員会規則第2号)新旧対照表

MV从中区争是男百年/MX1(FITTO 1)	要争官埋安貝会規則弟 2 方) 新旧对照表
改正後	改正前
○鳥取市選挙運動管理規則	○鳥取市選挙運動管理規則
昭和37年10月20日	昭和37年10月20日
鳥取市選挙管理委員会規則第2号	鳥取市選挙管理委員会規則第2号
改正 昭和37年11月13日選管委規則第4号	改正 昭和37年11月13日選管委規則第4号
昭和41年12月28日選管委規則第1号	昭和41年12月28日選管委規則第1号
昭和45年9月10日選管委規則第2号	昭和45年 9月10日選管委規則第2号
昭和53年10月28日選管委規則第1号	昭和53年10月28日選管委規則第1号
昭和57年 8月21日選管委規則第2号	昭和57年8月21日選管委規則第2号
平成 6年 7月22日選管委規則第2号	平成 6年 7月22日選管委規則第2号
平成 8年 4月 1日選管委規則第1号	平成 8年 4月 1日選管委規則第1号
平成12年 3月 2日選管委規則第1号	平成12年 3月 2日選管委規則第1号
平成19年12月25日選管委規則第3号	平成19年12月25日選管委規則第3号
平成30年9月3日選管委規則第1号	平成30年9月3日選管委規則第1号
目次	目次
第1章~第9章	第1章~第9章
(略)	(略)
第1条~第22条	第1条~第22条
(昭)	(略)

様式第一	1 是	(第 2	条関係)
	\vdash	(ss o	米ぼがかり

選挙事務所設置(異動)届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

(推薦届出者)

住 所

氏 名

次のとおり、選挙事務所を設置(異動)したので届けます。

選		挙		名	年	月	日執行	選挙
侯	補	者	氏	名				
旧(設	事 發 置届 <i>0</i>		所 在 は記入不	地(要)				
新事務所	所	右	Ē	地				
務 所	建	物	名	称		電話番	号	
設 異	置動	年	月	日	年	月	日 日	
連	絡 責	任	者 氏	名		電話番	号	

備考

様式第1号(第3条関係)

選挙事務所 異動

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者

(推薦届出者)

住 所

氏 名

(FII)

次のとおり、選挙事務所を <mark>設 置</mark> したので届けます。

選		挙		名	年 月 日執行 選挙
候	補	者	氏	名	
	事 務 と置届の		所 在 は記入不		
新事務所	所	₹:	Ē	地	
務 所 	建	物	名	称	電話番号
設 異	置動	年	月	日	年 月 日
連	絡 責	任	者 氏	名	電話番号

備考

- <u>1</u> 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置又は異動について 候補者の承諾書を添付してください。
- 2 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出上を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号(第3条関係)

(略)

様式第3号(第3条関係)

推薦届出代表者証明書

氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	

上記の者は、 年 月 日執行の 選挙の候補者 の推 薦届出者の代表であることを証明します。

- 1 設置又は異動のいずれか該当するものを、○で囲んでください。
- **2** 推薦届出者が届け出るときは、選挙事務所の設置又は異動について 候補者の承諾書を添付してください。
- **3** 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

(略)

様式第3号(第3条関係)

推薦届出代表者証明書

氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	

上記の者は、 年 月 日執行の 選挙の候補者 の推 薦届出者の代表であることを証明します。

年月日	年 月 日
推薦届出者	推薦届出者
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
住所	住所
氏名	氏名
<u>備考</u> 推薦届出者全員が、署名又は記名押印してください。	
様式第4号(第4条関係)	様式第4号(第4条関係)
(略)	(略)
様式第5号(第7条関係)	様式第5号(第7条関係)
表示布再交付申請書	表示布再交付申請書
鳥取市選挙管理委員会委員長 様	鳥取市選挙管理委員会委員長 様
候補者	候補者

住 所 氏 名

住 所

氏 名

ŒD

年 月 日執行の 選挙における の表示布を下記 理由により紛失(破損・汚損)したので、再交付を申請します。

年 月 日執行の 選挙における の表示布を下記 理由により紛失(破損・汚損)したので、再交付を申請します。

記

記

理由

理由

備考

1 理由は詳細に記入すること。

2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は 提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この 限りではありません。 (注) 理由は詳細に記入すること。

様式第6号(第9条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(表)

様式第6号(第9条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

(表)

候補者 (氏名) 鳥取市選挙管理委員会 年 月 日執行 選挙 選挙運動用ビラ証紙交付票 印 鳥取市選挙管理委員会 (裏) (裏)

選挙運動用ビラ証紙交付票 (氏名) (略) 様式第8号(第12条関係) (略) 様式第9号(第14条関係) (略) 様式第10号(第15条関係)

候補者

様式第8号(第12条関係) (略) 様式第9号(第14条関係) (略) 様式第10号(第15条関係)

(略)

(選任届の場合は記入不要)

(略) (略) 様式第11号(第15条関係) 様式第11号(第15条関係) (略) (略) 様式第12号(第17条関係) 様式第12号(第17条関係) 出納責任者 選任 異動 届 出納責任者選任(異動)届 年 月 日 年 月 日 鳥取市選挙管理委員会委員長 様 鳥取市選挙管理委員会委員長 様 選任者 選任者 住 所 住 所 氏 名 氏 名 次のとおり、出納責任者を $\frac{\mathbf{選}}{\mathbf{H}}$ したので届けます。 次のとおり、出納責任者を選任(異動)したので届けます。 年 月 日執行 選 年 月 日執行 選挙 選挙 氏 者 氏 前 出 納 責 任 者 出 納 責 任 者

(選任届の場合は記入不要)

立に	ふ氏	Ŋ	が	な 名	
 出 納	住			所	電話番号
新出納責任者	職			業	
111	生	年	月	目	年 月 日
選	任(異動)	年月	月日	年 月 日

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任(解任)に ついて、候補者の承諾書を添付してください。
 - 2 推<u>薦</u>届出者が数人あるときは、その代表者証明書を添付してください。
 - 3 出納責任者の解任又は解任による異動については、これを 証すべき書面を添付してください。
 - 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任 状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は 提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の 措置がある場合は、この限りではありません。

様式第13号(第17条関係)

出納責任者職務代行開始(終了)届

立に	ふ氏	Ŋ	が	な 名	
新 出 納	住			所	電話番号
新出納責任者	職			業	
14	生	年	月	日	年 月 日
選	任(異動)	年月	目	年 月 日

- 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任(解任)について、候補者の承諾書を添付してください。
 - 2 推<mark>選</mark>届出者が数人あるときは、その代表者証明書を添付してください。
 - 3 出納責任者の解任又は解任による異動については、これを証すべき書面を添付してください。

様式第13号(第17条関係)

出納責任者職務代行開始(終了)届

														年	月	日														年	三月
鳥]	取市過	選挙管	学理	委員	会季	委員長	様	ŧ									鳥	取市道	選挙管	管理委	美員会	:委員	長	様							
											選	任者															į	選任	者		<u> </u>
次(のとま	3り、	出紀	納責	任者	音の職	務代	行る	を開始	' (終了	し	たの	で届	けます	- 0	次	のとは	さり、	出組	内責任	者の	職種	务代行	亍を 🎚	開始	(終]	了)	した	ので	届けます
選		挙		ź	名		年		月		日執	行		選挙			選		挙		名			年	J	1	日幸	执行		選	挙
候	補	者	月	1	名												候	補	者	氏	名										
出;	納責	任	者	氏。	名												出	納責	任	者」	氏 名										
	ふ氏	り	カ		な 名													ふ氏		カ	また。 名										
職務	住				折												職務	住			序										
職務代行者	職			į	業												職務代行者	職			業										
	生	年	. J]	目				年		月	F	1					生	年	. 月	日					年	月		日		
	務 / 終 了			期 理	始 由														代 1	テ 厚の 3	見 好 理 庄										
推力	薦 届	出		氏。													推	薦 届	出												
	務 (テ 年		始 日				年		月	F	1					務		于						年	月		月		

備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者職務代行者の選任 備考 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者職務代行者の選任

(解任) について、候補者の承諾書を添付してください。

- 2 推薦届出人が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 「推薦届出者氏名」の欄には、出納責任者を選任した推薦 届出者に事故があるとき又はかけたときに記入してくださ い。
- 4 選任者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任 状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は 提出を行ってください。ただし、選任者本人の署名その他の 措置がある場合は、この限りではありません。

様式第14号(第22条関係)

運動のための事務所設置(異動)届

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

解散又は解散請求代表者、 議会、被解職請求者 (解任) について、候補者の承諾書を添付してください。

- 2 推薦届出人が2人以上あるときは、その代表者証明書を添付してください。
- 3 「推薦届出者氏名」の欄には、出納責任者を選任した推薦届 出者に事故があるとき又はかけたときに記入してください。

様式第14号(第22条関係)

運動のための事務所 異動

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

解散又は解散請求代表者、 議会、被解職請求者 住所

次のとおり運動のための事務所を設置(異動)したので届けます。

直	接	請求	の	種	類	
直	接請	求の	根拠	処 規	定	
旧(設	-	務 所 の場合	所 は記 <i>力</i>	在 人不要	地 更)	
新事	所	;	在		地	
新事務所	建	物	名	ı	称	電話番号
設	置 (異 動	<u>)</u>	F 月	日	年 月 日
連	絡	責 任	者	氏	名	電話番号

- 備考 <u>1</u> 住所氏名欄は、解散又は解職請求代表者が2人以上あるときは全員が<u>署名又は記名押印</u>してください。
 - 2 解散又は解職請求代表者証明書の写しを添付してください。
 - 3 代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任 状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は 提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の

住所

氏名

(EJI)

次のとおり運動のための事務所を

したので届けます。

直	接	請 求 の 種	類	
直:	接請	求の根拠規	定	
旧(割	-	務 所 所 在 の場合は記入不野	地 要)	
新事務所	所	在	地	
務所	建	物名	称	電話番号
<u>設</u> 異	置 動	年月	目	年 月 日
連	絡	責 任 者 氏	名	電話番号

- (注) 1 設置又は異動のいずれか該当するものを、○で囲んでください。
 - 2 住所氏名欄は、解散又は解職請求代表者が2人以上あるとき は全員が記名押印してください。
 - 3 解散又は解職請求代表者証明書の写しを添付してください。

措置がある場合は、この限りではありません。

議案第46号

鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部改正について

鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

鳥取市個人演説会等開催手続規則の一部を改正する規則

鳥取市個人演説会等開催手続規則(昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号及び様式第6号を 次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人演説会等の施設使用の費用額の承認(変更)申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所 氏 名

EIJ

公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条第1項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項及びその公営のため納付すべき費用額を次のとおり定め(変更し)たいので申請します。

記

施	設	Ø	名		称						
設	備	する	笛		所						
面					積	m²					
	077		明	電	灯	W		個			
	照				97	蛍光	6灯	W		個	
設供	演				壇		卓	脚、	٧١	す	脚
設備の程度	供				垣	71	ク	個、	スピ	゚ーカー	個
度	聴	衆	<u>.</u>		席	いす	-	脚			
	そ	の他	弁 士	士 控							
		V) ¶E	そ 0	ク	他						
			平日	昼	間						
			Т н	夜	間						
納	4月1	日から	日曜日	昼	間						
付 す	10月	31目まで		夜	間						
べき			休日	昼	間						
納付すべき費用額		11/4 日		夜	間						
額 	1 1 🛭	11日から	平日	昼	間						
		1 日 か ら 1 日 ま で	† H	夜	間						
	одо	1 H & C	日曜日	昼	間						

			夜	間	
	休	П	昼	間	
	1/1	日	夜	間	
備			ź	考	

- 備考 1 昼間とは午前8時30分から午後5時までを、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分までをいうものとする。
 - 2 建物の配置図に演説会場、弁士控室及び電気施設の取付図面等を示した 略図を2部添付すること。
 - 3 使用に関する料金徴取の定めがあるものはその写し及び内訳書を2部 添付すること。
 - 4 施設の使用上の注意事項、制限等は適宜付記すること。
 - 5 摘要欄には夜間使用の場合における臨時電球の取付け又は臨時配線の 必要の有無を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

個人演説会等施設使用日時予定報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名

年 月 日執行の

選挙における(個人演説会・政党演説会・政党等

演説会)の開催について、支障のない日時の予定表を次のとおり提出します。

施設の名称	
	月 日 午前(午後) 時 分から
開催予定日時	午前(午後) 時 分まで
備考	

様式第3号(第5条関係)

個人演説会等開催申出撤回届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者等

住 所等

氏 名等

年 月 日開催申出の(個人演説会・政党演説会・政党等演説会)を、次の とおり撤回したいので届けます。

|--|

開催予定日	時	日 午前(午後)午前(午後)	時 分から 時 分まで	
備	考			

備考 候補者等本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出 を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該 代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等 本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号(第6条関係)

個人演説会等の施設利用申出に関する通知書

年 月 日

施設管理者

様

鳥取市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第161条の規定による(個人演説会・政党演説会・政党等演説会)を次のとおり開催したい旨の申出があったので、公職選挙法施行令第115条の規定により通知します。

記

施	設	Ø	名	称						
使	 用	F	1	時	月	日	午前	(午後)	時	分から
文	Л	Н		нД.			午前	(午後)	時	分まで
┢田	使用する候補者等		住列	デ 等						
() ()			氏名	等						
使,	用に関	する	住	所						
事	務連	絡 者	氏	名						
自	ò 施 設	を加え	. る程	是度						
備				考						

様式第5号(第7条関係)

個人演説会等施設使用可否通知書

年 月 日

様

施設管理者

年 月 日執行の 選挙において(個人演説会・政党演説会・政党等演説 会)の施設の使用については、次のとおり通知します。

通	知 書	到	着日	時	
侯袝	#者等 <i>₫</i>)氏/	名又は	名称	
施	設	0)	名	称	
使	用		日	時	
使	用	0)	可	否	
備				考	

注 「備考」欄には、制限許可又は不許可の理由、許可の条件等を簡明に記載すること。

様式第6号(第11条関係)

個人演説会等開催顛末報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第161条の規定により、 を(個人演説会・政党演説会・政党等演

説会)の施設として使用した者は、次のとおりです。

記

· 住 F	用した候補者	住 所 等						
使产	ガレた狭備有	氏名等						
· · 使	用	日時	月	日	午前(午後)	時	分から
文	/11	H #41			午前(午後)	時	分まで
使	用 の	許 可						
公	営 申 請	の有無						
費	用	額						
納	入 年	月 日						
費	用負担	区分						
備		考						

- 備考 1 費用負担区分欄には、「使用者負担」、「市負担」等と記入すること。
 - 2 附加設備を承認した場合は、「備考欄」に「附加設備承認」と附記すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対し

て行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の 一部を改正するものである。



鳥取市個人演説会等開催手続規則(昭和37年選挙管理委員会規則第3号)新旧対照表

鳥取市個人演説会等開催手続規則(昭和3~	7年選挙管理委員会規則第3号)新旧対照表						
改正後	改正前						
○鳥取市個人演説会等開催手続規則	○鳥取市個人演説会等開催手続規則						
昭和37年10月20日	昭和37年10月20日						
鳥取市選挙管理委員会規則第3号	鳥取市選挙管理委員会規則第3号						
改正 平成 8年 4月 1日選管委規則第2号	改正 平成 8年 4月 1日選管委規則第2号						
(題名改正)	(題名改正)						
第1条~第11条	第1条~第11条						
(略)	(略)						
様式第1号(第2条関係)	様式第1号(第2条関係)						
個人演説会等の施設使用の費用額の承認(変更)申請書	個人演説会等の施設使用の費用額の承認(変更)申請書						
年 月 日	年 月 日						
	// F						
鳥取市選挙管理委員会委員長 様	鳥取市選挙管理委員会委員長 様						
施設管理者	施設管理者						
住所	住所						
氏 名 ⑩	氏 名 ⑩						

公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条第1項の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他必要な事項及びその公営のため納付すべき費用額を次のとおり定め(変更し)たいので申請します。

			記	
施	設の	名	称	
設	備す	る 籄	所	
面			積	m²
	照		明	電灯 W 個 蛍光灯 W 個
設備	演		壇	机卓 脚、いす 脚、 マイク 個、スピーカー 個
\mathcal{O}	聴	米	席	いす 脚
程度	その他	弁 士	控 室	
	で の 他	そ の) 他	
		平 日	昼間	
納		† 1	夜間	
付す	4月1日から	日曜日	昼間	
べき	10月31日まで	日曜日	夜間	
納付すべき費用額		休日	昼間	
額		AL H	夜間	
	11月1日から	平日	昼間	

											糸	対付~	すべ	き費	用物	頂					
+	設			設備の		設備の程度					4月1日から 10月31日まで					11月1日から 3月31日まで					
施設の名称	設備する箇所	面積					その	つ他	平	日	日曜	星日	休	日	平	日	日時	翟日	休	日	備考
4称	箇所		照明	照實膚	聴衆席	弁士控室	その他	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
		m²	電灯	机卓	いす	机卓															
			W	個	脚	個															
			個	いす		いす															
			蛍光灯	脚脚		脚脚															
			W	マイク																	
			個	個																	
				スピーカ																	
				個																	

	3月31日まで		夜間	
		日曜日	昼間	
		H NE H	夜間	
		休日	昼間	
		休日	夜間	
備			考	

- 備考 1 昼間とは午前8時30分から午後5時までを、夜間とは午後 5時から翌日午前8時30分までをいうものとする。
 - 2 建物の配置図に演説会場、弁士控室及び電気施設の取付図 面等を示した略図を2部添付すること。
 - 3 使用に関する料金徴取の定めがあるものはその写し及び内 訳書を2部添付すること。
 - 4 施設の使用上の注意事項、制限等は適宜付記すること。
 - 5 摘要欄には夜間使用の場合における臨時電球の取付け又は 臨時配線の必要の有無を記入すること。

様式第2号(第4条関係)

個人演説会等施設使用日時予定報告書

様式第2号(第4条関係)

個人演説会等施設使用日時予定報告書

備考 1 昼間とは午前8時30分から午後5時までを、夜間とは午後 5時から翌日午前8時30分までをいうものとする。

- 2 建物の配置図に演説会場、弁士控室及び電気施設の取付図 面等を示した略図を2部添付すること。
- 3 使用に関する料金徴取の定めがあるものはその写し及び内 訳書を2部添付すること。
- 4 施設の使用上の注意事項、制限等は適宜付記すること。
- 5 摘要欄には夜間使用の場合における臨時電球の取付け又は 臨時配線の必要の有無を記入すること。

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名 印

年 月 日執行の 選挙における(個人演説会・政党演説会・ 政党等演説会)の開催について、支障のない日時の予定表を次のとおり 提出します。

施設の名称	
開催予定日時	月 日 午前(午後) 時 分から 午前(午後) 時 分まで
備考	

様式第3号(第5条関係)

個人演説会等開催申出撤回届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

住 所

氏 名

(EII)

年 月 日執行の 選挙における(個人演説会・政党演説会・ 政党等演説会)の開催について、支障のない日時の予定表を次のとおり 提出します。

施設の名称	開	催	予	定	E] 時	備	考
	月		二前(午 二前(午			分から 分まで		
	月		二前(午 二前(午	,		分から 分まで		

様式第3号(第5条関係)

個人演説会等開催申出撤回届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

候補者等

住 所等 氏 名等

年 月 日開催申出の(個人演説会・政党演説会・政党等演説会) を、次のとおり撤回したいので届けます。

施設の名称	
開催予定日時	月 日 午前(午後) 時 分から 午前(午後) 時 分まで
備考	

備考 候補者等本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号(第6条関係)

個人演説会等の施設利用申出に関する通知書

候補者等

住 所等

氏 名等

(EII)

年 月 日開催申出の(個人演説会・政党演説会・政党等演説会) を、次のとおり撤回したいので届けます。

施設の名称	開	催	予	定	日	時	備	考
	月		前(午		時 分			

様式第4号(第6条関係)

個人演説会等の施設利用申出に関する通知書

年 月 日 施設管理者 様 鳥取市選挙管理委員会委員長 年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第16 1条の規定による(個人演説会・政党演説会・政党等演説会)を次のとお り開催したい旨の申出があったので、公職選挙法施行令第115条の規定 により通知します。

施設管理者

様

鳥取市選挙管理委員会委員長

年 月 日

年 月 日執行の 選挙において、公職選挙法第16 1条の規定による(個人演説会・政党演説会・政党等演説会)を次のとお り開催したい旨の申出があったので、公職選挙法施行令第115条の規定 により通知します。

記

施	設	Ø	名	称					
使	用	F	İ	時	月	日	午前(午後) 午前(午後)	時 時	分から 分まで
唐 田	使用する候補者等			所 等					
使用				名 等					
使用	用に関す 務連絡	する	住	所					
事		絡 者	氏	名					

記

	施 設 の名	使 用 日 時	使用する候 者等	% ⊞	こ関す 务連絡	自 設 を 加 え を 度	備 考
	称		住 所 等 等	名 住所	氏名		
Ī		月 日					
		午 前 時分から					
		午 前 時分まで					

			ı						
自ら施設を加える程度									
備									
様式第5号(第7条関係)			様式第5号	(第7条関係	€)				
個人演説会等	施設使用可否通知書			個人	演説会等施記	设使用可否通	知書		
	年	月 日					年	月	日
様			 						
	施設管理者	(FI)				施	設管理者		
年 月 日執行の 会・政党等演説会)の施設の使用に	選挙において(個人演説会・政 ついては、次のとおり通知しま		年 会·政党等演			選挙において 、 ては、次の			
	記					2			
通知書到着日時			通知書到着日時	候補者等 の氏名又 は名称	施設の名 称	使用日時	使用の可 否	備	考
候補者等の氏名又は名称									

「備考」欄には、制限許可又は不許可の理由、許可の条件等を簡明

使	用		日	時	
使	用	の	可	否	
備				考	

注 「備考」欄には、制限許可又は不許可の理由、許可の条件等を簡明に記載すること。

様式第6号(第11条関係)

個人演説会等開催顛末報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第161 条の規定により、 を(個人演説会・政党演説会・政党等演説会) の施設として使用した者は、次のとおりです。

記

に記載すること。

様式第6号(第11条関係)

個人演説会等開催顛末報告書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

施設管理者

年 月 日執行の 選挙において公職選挙法第161 条の規定により、 を(個人演説会・政党演説会・政党等演説会) の施設として使用した者は、次のとおりです。

記

は田した伝述者	住所等				
使用した候補者	氏名等				
使 用 日	時	月	目	午前(午後) 午前(午後)	分から 分まで
使用の	許可				
公 営 申 請 の	有 無				
費用	額				
納 入 年	月 目				
費用負担	区 分				
備	考				

- 備考 1 費用負担区分欄には、「使用者負担」、「市負担」等と記入すること。
 - 2 附加設備を承認した場合は、「備考欄」に「附加設備承認」と附記すること。

- 備考 1 費用負担区分欄には、「使用者負担」、「市負担」等と記入すること。
 - 2 附加設備を承認した場合は、「備考欄」に「附加設備承認」と附記すること。



議案第47号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する 規則の一部改正について

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則の一部 を次のように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する 規則の一部を改正する規則

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則(平成6年鳥取市選挙管理委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号及び様式第6号を 次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契		約	契約の相手方の氏名又は名	契約	内容	備考
年	月	日	称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	運送契約 期 間	運送契約 金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目契			約		契約	内容	/+++ -+ x
区分	年	月	日	称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入れ 期間等	契 金 額	備考
自動車の借入れ							
運転手の 雇 用							
燃料代							

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては

借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃

料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載して

ください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を

記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見

込額を記載して差し支えありません。)。

4 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、そ

の代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の

本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その

他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約	契約の相手方の氏名又は名称	契 約	内 容	
	及び住所並びに法人にあって	作成契約	作成契約	備考
年 月 日	はその代表者の氏名	枚 数	金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の 署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号(第3条関係)

掲示場用ポスター作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名 次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約	契約の相手方の氏名又は名称	契約	内容		
年月日	及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	作成契約 枚 数	作成契約金額	備考	<u> </u>
年 月 日		枚	円 円		

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号(第4条関係)

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名 次の自動車燃料代につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市 費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請
前回までの累積金額	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考	円	円

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて 記載してください。
- 5 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出 をした日から無投票が確定した日までとなります。

6 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第5号(第4条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のビラ作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市 費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚

今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を 受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第6号(第条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名 次のポスター作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動 の市費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日

年 月 日

- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理 委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号を次のように改める。

様式第10号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

運送等契約区分			1 一般乗用旅客自動車運送事業者 との運送契約による場合			
(該当する方の番号に○をしてください。)				2	上記に掲げる場合	、以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名						
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日				運送等金額	備考
	年 月 日			円		
	年 月 日				円	
	年 月 日				円	
	年 月 日			円		
	年	月	目		円	
	年	月	日		円	

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

- 2 運送事業者等が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 円
 - (2) (1)以外の場合

Щ

- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約 区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外 の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、市費負担の 対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした 1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指 定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、鳥取市に支払を 請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏名

記

燃料供給業者の氏 所並びに法人にあ の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受 けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号又は車 両番号	燃料供給量	燃料供給金額	当該自動車の 走行距離計に 表示された走 行距離数
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた目付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番

号を記載してください。

- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計(当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。)に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の 写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 8 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第12号(第6条関係)

選举運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

運転手の氏名		
運転手の住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手 は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第13号(第6条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
備				

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の 写しを請求書に添付してください。

- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作 成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

枚

(2) 限度額

7円51銭×確認された当該作成枚数=限度額

様式第14号(第6条関係)

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名				
作 成 枚 数				枚
作	成	金	額	円

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示 場数

箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成 し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、 納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」 という。)の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してくださ い。
- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書及び納品書 等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスタ - 作成業者は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

 円+ 円×ポスター掲示場数

 =単価…1 円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場の数

単価×確認された作成枚数=限度額

様式第15号(第7条関係)

請 求 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条 の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふ り が な	
口 座 名	

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号(第7条関係)

請 求 書

(自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条 の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

	3	年	月	日執行	選挙
--	---	---	---	-----	----

- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふ り が な	
口 座 名	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第7条関係)

請 求 書

(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条 の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふ り が な	
口 座 名	

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書(燃料代の請求 の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受け た日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車 登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号(第7条関係)

請 求 書

(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条 の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふ り が な	
口 座 名	

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、 委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って

ください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号(第7条関係)

請 求 書(ビラの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふりがな	
口 座 名	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作 成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類(ビラ作成業者 名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しと ともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付 してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第25号を次のように改める。

様式第25号(第7条関係)

請求書(ポスターの作成)

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふ り が な	
口 座 名	

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはでき

ません。

3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。



鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する規則(平成6年選挙管理委員会規則第1号)新旧対照表

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙連動の市費負担[こ関する規則(平成6年選挙管埋委員会規則第1号)新旧対照表
改正後	改正前
○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費 負担に関する規則	○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費 負担に関する規則
平成6年3月28日	平成6年3月28日
鳥取市選挙管理委員会規則第1号	鳥取市選挙管理委員会規則第1号
改正 平成 7年 6月23日選管委規則第1号	改正 平成 7年 6月23日選管委規則第1号
平成14年 2月19日選管委規則第1号	平成14年 2月19日選管委規則第1号
平成15年 2月17日選管委規則第1号	平成15年2月17日選管委規則第1号
平成16年 9月 2日選管委規則第1号	平成16年 9月 2日選管委規則第1号
平成19年12月25日選管委規則第2号	平成19年12月25日選管委規則第2号
(題名改正)	(題名改正)
平成21年 3月 2日選管委規則第1号	平成21年 3月 2日選管委規則第1号
平成22年 9月 2日選管委規則第1号	平成22年 9月 2日選管委規則第1号
平成29年3月30日選管委規則第1号	平成29年3月30日選管委規則第1号
平成31年2月5日選管委規則第1号	平成31年2月5日選管委規則第1号
第1条~第8条	第1条~第8条
(略)	(略)

様式第1号(第3条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約	契約の相手方の氏名又は名	契約		
年月日	称及び住所並びに法人にあ	運送契約	運送契約	備考
十万日	ってはその代表者の氏名	期間	金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目		契約の相手方の氏名又は	契約	内容	
区分	契約 年月日	名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	借入れ 期間等	契約金額	備考
自動車					
の借れ					

様式第1号(第3条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

 年月日執行
 選挙

 候補者氏名
 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約	契約の相手方の氏名又は名	契約		
笑 形 年月日	称及び住所並びに法人にあ	運送契約	運送契約	備考
十万日	ってはその代表者の氏名	期間	金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目		契約の相手方の氏名又は	契約	内容	
区分	契 約 年月日	名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	借入れ 期間等	契約金額	備考
自動車					
の借れ					

運転手の雇用			
燃料代			

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」 にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間 を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」 に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契 約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示又は 提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この 限りではありません。

様式第2号(第3条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

月 H

鳥取市選挙管理委員会委員長

様式第2号	(第3条関係

運転手 の雇用

選挙運動用ビラ作成契約届出書

月 H

鳥取市選挙管理委員会委員長

料代							
考							
1	契約届出書	いは、	契約書の	写しを添付	してくだる	さい。	

- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」 にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間 を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」 に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契 約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

榇

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

	**					
契約	契約の相手方の氏名又は名	契	約	内	容	
年月日	称及び住所並びに法人にあ	作成	契約	作品	戊契約	備考
	ってはその代表者の氏名	枚	数	金	額	
年月日			枚		円	
年月日			枚		円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又 は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示 又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って ください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、 この限りではありません。

様式第3号(第3条関係)

掲示場用ポスター作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

杉

 年月日執行
 選挙

 候補者
 氏名

 印

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契 約	契約の相手方の氏名又は名	契	約	内	容	/ 世 本
年月日 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名		作成 枚	契約 数	金	成契約 額	備考
年月日			枚		円	
年月日			枚		円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号(第3条関係)

掲示場用ポスター作成契約届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

	契約の相手方の氏名又は名		契約	内容		
契 約 年月日	称及び住所並びに法人にあ	作成	契約	作成	契約	備考
十万日	ってはその代表者の氏名	枚	数	金	額	
年月日			枚		円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又 は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示 又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って ください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、 この限りではありません。

様式第4号(第4条関係)

自動車燃料代確認申請書

月 年 Н

鳥取市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名 印

次のとおり掲示場用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

trn 44	契約の相手方の氏名又は名	契約	内容	
契約 年月日	称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	作成契約 枚 数	作成契約 金額	備考
	1131611111	D**		
年月日		枚	円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号(第4条関係)

自動車燃料代確認申請書

年 H

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次の自動車燃料代につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 年 月

- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両 番号

4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考	円	円

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙 管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金

候補者 氏名

印

次の自動車燃料代につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両 番号
- 4 確認申請金額

区分	購入金額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考	円	円

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車 両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動 車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金

額をも含めて記載してください。

- 5 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は 立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。
- 6 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は 提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この 限りではありません。

額をも含めて記載してください。

5 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

様式第5号(第4条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のビラ作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

様式第5号(第4条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

棣

 年月日執行
 選挙

 候補者
 氏名

 印

次のビラ作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

	<u>X</u>	
区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認 申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙 管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は 提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この 限りではありません。

様式第6号(第4条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

様

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認 申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		
	前回までの累積枚数(a) 今 回 の 枚 数 (b) 枚 数 計 (a) + (b)	区分 作成枚数 前回までの累積枚数(a) 枚 今回の枚数(b) 枚 枚数計(a)+(b) 枚

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市選挙 管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について市費負担の対象となるもの の確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第6号(第4条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長

棅

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

次のポスター作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日

年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名

3 確認申請枚数

枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認 申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市 選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、

 年月日執行
 選挙

 候補者
 氏名

 <u>印</u>

次のポスター作成枚数につき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日

年 月 E

- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその 代表者の氏名
- 3 確認申請枚数

枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認 申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備

老

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から鳥取市 選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について市費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

この限りではありません。

様式第7号(第4条関係)

(略)

様式第8号(第4条関係)

(略)

様式第9号(第4条関係)

(略)

様式第10号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。)1 一般野事業者とを表する方の番号に○をしてくます。2 上記を表する方の番号に○をしてくます。

- 1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約による 場合
- 2 上記に掲げる場合以外の 場合

様式第7号(第4条関係)

(略)

様式第8号(第4条関係)

(略)

様式第9号(第4条関係)

(略)

様式第10号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

 年月日執行
 選挙

 候補者氏名
 <u>印</u>

記

	1 一般乗用旅客自動車運送
運送等契約区分	事業者との運送契約による
(該当する方の番号に○をしてく	場合
ださい。)	2 上記に掲げる場合以外の
	場合

運送事業者等の氏 び住所並びに法人 の代表者の氏名			
車種及び自動車 登録番号又は車 両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を 請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合 には、運送事業者等は、鳥取市に支払を請求することはできませ ん。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり 次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
 - (2) (1)以外の場合

円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区 分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対

運送事業者等の日 び住所並びに法力					
の代表者の氏名					
車種及び自動車					ur. I.
登録番号又は車	運送等	9年月	月日	運送等金額	備考
両番号					
	年	月	目	円	
	年	月	日	円	
	年	月	日	円	
	年	月	日	円	
	年	月	月	円	
	年	月	目	円	
	年	月	目	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合 には、運送事業者等は、鳥取市に支払を請求することはできませ ん。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり 次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
 - (2) (1)以外の場合

田

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 (「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区 分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、市費負担の対 象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用さ れる場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1台 に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載して ください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合に は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車に ついては、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

燃料供給業者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用さ れる場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する1台 に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載して ください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合に は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車に ついては、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第11号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

 年
 月
 日執行
 選挙

 候補者
 氏名
 <u>印</u>

記

燃料供給業者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名

燃料供給年月日	燃を挙事車登は のけ動の録車 は のは動の録車 を が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	燃料 供給量	燃料供給金額	当 車 距 表 た 離 表 た 離 表 た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年月日		リットル	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又 は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動 車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又

燃料供給年月日	燃を挙動車又けのけ動の録車のは動の録車の録車の録車	燃料 供給量	燃料供給金額	当 車 距 表 た 離 か に れ 距
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年月日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	
年 月 日		リットル	円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又 は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動 車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又

は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、 燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、 燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計(当 該自動車の総走行距離を積算するものに限る。)に表示されてい る走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書 及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場 合には、燃料供給業者は、鳥取市に支払を請求することはできま せん。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された 確認書に記載された金額までです。
- 8 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場 合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなりま す。

様式第12号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、 燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、 燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計(当 該自動車の総走行距離を積算するものに限る。) に表示されてい る走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書 及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場 合には、燃料供給業者は、鳥取市に支払を請求することはでき ません。
- 7 市費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された 確認書に記載された金額までです。
- 8 市費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場 合は立候補届出をした目から無投票が確定した日までとなりま

様式第12号(第6条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名 印

記

記

運転手の氏名			
運転手の住所			
雇用年月日		報酬の額	備考
年 月	日	円	
年 月	日	円	
年 月	日	円	
年 月	日	円	
年 月	日	円	
年 月	日	円	
年 月	日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する 1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。

運転手の氏名				
運転手の住所				
雇用年月日			報酬の額	備考
年	月	日	円	
年	月	月	円	
年	月	月	円	
年	月	月	円	
年	月	月	円	
年	月	月	円	
年	月	月	円	

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書を請求書 に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 4 市費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき、1日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、市費負担の対象となるのは候補者の指定する 1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第13号(第6条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

ビラ作品	ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び					
に法人	にあっては	の氏名				
作	成	枚	数	枚		
作	成	金	額	円		
備			考			

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごと に別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証す る書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額 が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写し を添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明 書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された 場合には、ビラ作成業者は、鳥取市に支払を請求することは できません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

様式第13号(第6条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

 年月日執行
 選挙

 候補者
 氏名

 印

記

		н		
ビラ作品	成業者の氏名又	主所並び		
に法人にあってはその代表者の氏名				
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
備			考	

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに 別々に作成し、納品書その他のビラを作成した実績を証する書 類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記 載されたものに限る。以下「納品書等」という。)の写しを添 付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証明書 及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された 場合には、ビラ作成業者は、鳥取市に支払を請求することはで きません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

枚

(2) 限度額

7円51銭×確認された当該作成枚数=限度額

様式第14号(第6条関係)

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 候補者 氏名

記

1					
		ー作成業者の氏。 、にあってはそ			
	作	成	枚		
	作	成	金	額	円
	当該選挙 示場数	が行われる区:	個所		

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ご とに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を 証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び (1) 枚数

枚

(2) 限度額

7円51銭×確認された当該作成枚数=限度額

様式第14号(第6条関係)

掲示場用ポスター作成証明書

次のとおり掲示場用ポスターを作成したものであることを証明しま す

年 月 日

 年 月 日執行
 選挙

 候補者
 氏名
 印

記

	-作成業者の氏。 にあってはそ			
作	成	枚	数	枚
作	成	金	額	円
当該選挙 示場数	が行われる区	個所		

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ご とに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を 証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び

作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。) の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出して ください。

- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証 明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場 合には、ポスター作成業者は、鳥取市に支払を請求することは できません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞ れの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相 当する枚数

(2) 限度額

円+ 円×ポスター掲示場数

=単価…1円未満の端 数は切上げ

ポスター掲示場の数

単価×確認された作成枚数=限度額

様式第15号(第7条関係)

求

合)

年 月 日

作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。) の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出して ください。

- 2 ポスター作成業者が鳥取市に支払を請求するときは、この証 明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場 合には、ポスター作成業者は、鳥取市に支払を請求することは できません。
- 4 1人の候補者を通じて市費負担の対象となる枚数及びそれぞ れの契約に基づく市費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相 当する枚数

(2) 限度額

円十 円×ポスター掲示場数

ポスター掲示場の数

=単価…1円未満の端 数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額

様式第15号(第7条関係)

求

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場 │(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場

年 月 H 鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

Щ

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年月日執行

選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

		-, , .	•	
金融	虫 機	関	名	本・支店名
預 :	金	種	別	口 座 番 号
連絡	先 電	話番	: 号	
Š	り	が	な	
П	座		名	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置があ

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

1

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行

選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

			12 -4 1 1	•	— 172 - 1 1 — 1 - 1
金	融	機	関	名	本・支店名
預	金	ź	種	別	口座番号
連	絡先	電	話番	: 号	
ふ	り	7	が	な	
口		座		名	

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

る場合は、この限りではありません。

様式第16号(第7条関係)

(略)

様式第17号(第7条関係)

請 求 書

(自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用し た場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関す る条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行

選挙

4 候補者の氏名

様式第16号(第7条関係)

(略)

様式第17号(第7条関係)

請 求 書

(自動車の借入れ)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用し た場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関す る条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行

選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

_					
金	融機	関	名	本・支店名	
預	金	種	別	口座番号	
連;	絡先電	話番	号		
ふ	り	が	な		
口	座		名		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第18号(第7条関係)

(略)

様式第19号(第7条関係)

請 求 書

(燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融模	後 関 名	本・支店名	
預 金	種 別	口座番号	
連絡先電	電話番号		
ふり	がな		
口	圣 名		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第18号(第7条関係)

(略)

様式第19号(第7条関係)

請 求 書 (燃料代)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

Щ

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3

年 月 日執行

選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふ り が な	
口 座 名	

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料)、自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

Щ

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

- 3
- 年 月 日執行
- 選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金	融格	銭 関	名	本・支店名
預	金	種	別	口 座 番 号
連	絡先電	11 話番	争号	
ふ	り	が	な	
口	屋	Ĕ	名	

備考

1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料)、自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規

定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に 供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」 の範囲に限られます。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。

- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に 供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」 の範囲に限られます。

様式第20号(第7条関係)

(略)

様式第21号(第7条関係)

請求書

(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

様式第20号(第7条関係)

(略)

様式第21号(第7条関係)

請 求 書

(運転手)

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

円

 2 内訳
 別紙請求

 3 年月日執行

別紙請求内訳書のとおり

5 平万 日

選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふりがな	
口 座 名	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第5条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

F

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行

選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	本・支店名
預 金 種 別	口座番号
連絡先電話番号	
ふりがな	
口 座 名	

備老

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(運転手)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

様式第22号(第7条関係)

(略)

様式第23号(第7条関係)

請求書 (ビラの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

Ш

- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年月日執行
- 選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

Ì	金	融	機	関	名	本・支店名
	預	金	;	種	別	口座番号
	連	絡 先	電	話番	\$ 号	
	ふ	り		が	な	

様式第22号(第7条関係)

(略)

様式第23号(第7条関係)

請求書 (ビラの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

- 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年月日執行
- 選挙

- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金	融	幾関	名	本・支店名
預	金	種	別	口座番号
連	絡先言	11 話者	昏号	
Š	り	が	な	

口 座 名

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、選挙 運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を 証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額 が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに 提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各 1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第24号(第7条関係)

(略)

様式第25号(第7条関係)

請求書 (ポスターの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

口 座 名

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、選挙 運動用ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を 証する書類(ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額 が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の期日後速やかに 提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各 1枚)を添付してください。

様式第24号(第7条関係)

(略)

様式第25号(第7条関係)

請求書 (ポスターの作成)

年 月 日

鳥取市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

Щ

- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行

强器

- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金	え 融	機	関	名	7	k • 3	支 店	名	
預	金	-	種	別	1	」 座	番	号	
連	1 終先	電	話番	号					
Š	n 9		が	な					
]	座		名					

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、 掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成 した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚 数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の 期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の

氏名又は名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名

囙

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額

P

選挙

- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

		412 4 F			
金	融機	関	名	本・支店名	
預	金	種	別	口座番号	
連	絡先電	話番	号		
Š	り	が	な		
口	座		名		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、 掲示場用ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成 した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚 数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに選挙の 期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、鳥取市に支払を請求することはできません。

本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第26号(第7条関係)

様式第26号(第7条関係)

(略)

(略)

議案第48号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の 一部改正について

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則 の一部を改正する規則

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則(平成14 年鳥取市選挙管理委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行

選挙

候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規 定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。

- 1 掲載文 別紙のとおり
- 2 写 真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面 に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本 人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他 の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第2号(第2条関係)

鳥取市選挙公報掲載文原稿用紙

候補者 氏 名		
連 担当者		
連絡 場所	住所(電話)

(掲載文記載箇所)

写真
氏名欄

受付日時	年	月	日	午前・午後	時	分受付	
文刊日时						(受付者	(ED)
くじの結果				掲載の順序			

鳥取市選挙管理委員会

- 備考1 氏名欄の氏名は、選挙長が認定した通称があるときは、その通称によること。
 - 2 写真は、別に提出すること。(貼りつけず、横3cm、縦3.5cmの写真2葉提出)
 - 3 掲載文記載箇所の枠の線は、そのまま掲載する。
 - 4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載撤回申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第9条の規 定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人 確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の 措置がある場合は、この限りではありません。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の 規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請し ます。

- 1 修正箇所 (掲載文 · 写真)
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載分 別紙のとおり
 - (2) 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2(2)の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、 裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その 代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人 確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の 措置がある場合は、この限りではありません。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について押印欄を削除することとなったことにより、規則の一部を改正するものである。

鳥販市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則(平成14年選挙管理委員会規則第2号)新旧対昭表

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関	する規則(平成14年選挙官埋委員会規則第2号)新旧対照表			
改正後	改正前			
○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行 に関する規則	○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行 に関する規則			
平成14年9月27日	平成14年9月27日			
鳥取市選挙管理委員会規則第2号	鳥取市選挙管理委員会規則第2号			
	(目的)			
第1条~第13条	第1条~第13条			
(略)	(略)			
様式第1号(第2条関係)	様式第1号(第2条関係)			
年 月 日 鳥取市選挙公報掲載申請書	年 月 日 鳥取市選挙公報掲載申請書			
鳥取市選挙管理委員会委員長 様 選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名	鳥取市選挙管理委員会委員長 様 選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名 ⑪			
鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。	鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。			

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付する こととし、裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示 又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って ください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、 この限りではありません。

様式第2号(第2条関係)

鳥取市選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名		
連絡担当者		
連絡場所	住所	
理 裕 場 別	(電話)

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写 真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

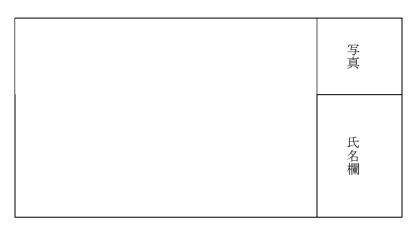
2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付すること とし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

様式第2号(第2条関係)

鳥取市選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名		<u>[]</u>
連絡担当者		
連絡場所	住所	
理 裕 場 別	(電話)

(掲載文記載箇所)



巫 4 7 吐	年 月	日 午前・午	一後 時	分受付
受付日時			(受付者	(EII)
くじの結果		掲載の順序		

鳥取市選挙管理委員会

- 備考 1 氏名欄の氏名は、選挙長が認定した通称があるときは、その通 | 備考 1 氏名欄の氏名は、選挙長が認定した通称があるときは、その通 称によること。
 - 2 写真は、別に提出すること。
 - 3 掲載文記載箇所の枠の線は、そのまま掲載する。

(掲載文記載箇所)

写真
氏 名 欄

受付日時	年 月	日	午前・午	-後 時	分受付
				(受付者	(II)
くじの結果		掲載	世の順序		

鳥取市選挙管理委員会

- 称によること。
 - 2 写真は、別に提出すること。
 - 3 掲載文記載箇所の枠の線は、そのまま掲載する。

4 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載撤回申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は 提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ 様式第3号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載撤回申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名 印

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。

 ※ 受付日時
 年 月 日 午前・午後
 時 分

 (受付者
 ⑩)

さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この 限りではありません。

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙 候補者氏名

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請します。

- 1 修正箇所 (掲載文 · 写真)
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載分 別紙のとおり
 - (2) 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請します。

- 1 修正箇所 (掲載文 · 写真)
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載分 別紙のとおり
 - (2) 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

- 1 2(2)の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。
- 2 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

備考 2(2)の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

議案第49号

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の 一部改正について

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年12月1日提出

鳥取市選挙管理委員会 委員長 岡田 浩四郎

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の 一部を改正する規則

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和37年 選挙管理委員会告示第63号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

政談演説会開催届出書

年 月 日

鳥取市選挙管理委員会委員長様

政治団体名 事務所所在地 代 表 者

年 月 日執行の鳥取市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので届け出ます。

記

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は 提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当 該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政治団体 の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行規則の一部改正に伴い、立候補の届出等の国民等が行政機関に対して行う申請等に係る様式について、押印欄を削除することとなったことにより、規程の一部を改正するものである。

鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和37年選挙管理委員会告示第63号)新旧対昭表

局取甲女選争にわける政兄での他の政治団体の政治活動に関す	る規程(昭和37年選挙管理委員会告示第63号)新旧対照表		
改正後	改正前		
○鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に	○鳥取市長選挙における政党その他の政治団体の政治活動に		
関する規程	関する規程		
昭和37年10月20日	昭和37年10月20日		
鳥取市選挙管理委員会告示第63号	鳥取市選挙管理委員会告示第63号		
改正 昭和41年12月28日選管委告示第91号	改正 昭和41年12月28日選管委告示第91号		
昭和46年 1月25日選管委告示第46号	昭和46年 1月25日選管委告示第46号		
昭和53年12月19日選管委告示第67号	昭和53年12月19日選管委告示第67号		
平成14年 2月19日選管委告示第 2号	平成14年 2月19日選管委告示第 2号		
	(表示布)		
第1条~第11条	第1条~第11条		
(略)	(略)		
様式第1号(第1条関係)	様式第1号(第1条関係)		
(略)	(略)		
様式第2号(第5条関係)	様式第2号(第5条関係)		
(昭)	(略)		
様式第3号(第6条関係)	様式第3号(第6条関係)		
(略)	(略)		
様式第3号の2 (第6条関係)	様式第3号の2(第6条関係)		

(略) (略) 様式第4号(第8条関係) 様式第4号(第8条関係) 政談演説会開催届出書 政談演説会開催届出書 年 月 日 年 月 日 鳥取市選挙管理委員会委員長 様 鳥取市選挙管理委員会委員長 様 政治団体名 政治団体名 事務所所在地 事務所所在地 代 表 者 代 表 者 EI 年 月 日執行の鳥取市長選挙の政談演説会を次のとおり開催した 年 月 日執行の鳥取市長選挙の政談演説会を次のとおり開催した いので届け出ます。 いので届け出ます。 記 記 開催日時 使用する施設の名称|使用する施設の所在地 開催日時 使用する施設の名称|使用する施設の所在地 備考 政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の

提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行って ください。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある 場合は、この限りではありません。

様式第5号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

(略)

(略)



報告第5号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び 6分の1の数について

- (1)鳥取市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数 154,736人
- (2)(1)の50分の1の数

3,095人

地方自治法第74条第1項 ・・・・・・・・ 条例の制定又は改廃の請求

地方自治法第75条第1項 …… 監査の請求

市町村の合併の特例に関する法律 ……… 合併協議会設置の請求

第4条第1項及び第5条第1項

(3)(1)の3分の1の数

51, 579人

地方自治法第76条第1項 …… 議会の解散請求

地方自治法第80条第1項 …… 議会の議員の解職請求

地方自治法第81条第1項 …… 長の解職請求

監査委員)の解職請求

地方教育行政の組織及び運営に …… 教育長・教育委員の解職請求

関する法律第8条第1項

(4) (1) の6分の1の数

25,790人

市町村の合併の特例に関する法律 …… 合併協議会設置協議の投票請求 第4条第11項及び第5条第15項

以上は、地方自治法第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。)及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。